

がみまして、すみやかにこの補助単価を現実に即してやはり引き上げて、三分の二に相当する補助率を予算の上でも施行がするような配慮をとつてほしいということでございます。

第五点は、この普及職員の中で特に生活改善の普及職員は、農業改良のそれと比較いたしますと、その任務はまさるとも劣らない重要な職任を持つておるにかかわらず、その配置されてい

る員数は、改良普及員の二割程度にしかすぎない。今度の三十八年度の予算では、そういう実態の中で、どれだけ増員がはかられたとかいうことを検討いたしましたのであります。わずか二百十六名の増員にすぎない。こういうことでは、生活改善の指導的な機能を全

国的な視野において期待することはございませんが、この点にわざかに一そな増員態勢をとるような措置をはかつてほしいと

最後は、農林大臣にお尋ねをしたことでございますが、改良普及員だけが

今度の法律の改正によって特別手当の支給が出るわけでございますが、その他同じ職種に属するところの産業普及員あるいは林業改良指導員、水産業の普及職員、あるいは改良普及員の有資格者七割五分を占めておる開拓農業指導員等々に対しては、何ら同一的な措置を同時に取り上げなかつたことの問題点が非常に現地としては不當な混乱を惹起することが予想されるわけでありますので、本委員会において大臣が明確に答弁をされましたように、三十九年度には一年おくれますけれども、産業、林業、水産、開拓農業指導員に対しても、農業改良普及員に対するものと同様に現地としてではなく、まことにその待遇は悪いのであります。これは本委員会に対しても、農業改良普及員に対す

ると同一の手当を支給して統一ある待遇をはかつていただきたいということとあります。これらがすべて非常に不十分な時点の中でこの法律が審議をさせます。この法案に對して遺憾の意を表するものでござりますが、大局的な見地に立って、この法案に對して賛成をするものでござります。

○天田勝正君 私も一言意見を述べて賛成いたしたいと存じます。

それは日本の官房機関の通弊と申しますが、とくに一般民衆に接する役所の待遇は一般的に悪いのであります。

そこで、それは單に給与の面だけではございませんで、特に今議題となつておられます改良普及員の事柄を申しますと、その職場は本来的に事務所ではなくて農村であります。その事務所は事務をとる場所であるとともに、その農村をかけめぐつた後における休憩の場所でもあるわけでございますけれども、その事務所たるや、ほとんど他の団体の間借りあるいは独立して借り家をしておるところにおきましても、一

体これが今日の公務員の勤める場所かと思われるほどであります。ことに間借りをする場合には、ほとんどそのまま手方の団体に電話料に至るまで実はおんぶをする。事務費においても、こまかいことを申しますならば紙、インクに至るまで実はそちらに利用させてもらう。こういうような実態でござります。こうした困難の中に努力されておりますので、本來渡辺委員会の審議を通じまして幾多指摘さ

るるに對して、その第一歩の改善であります。これよりは、こうした調整的な手当を本來的には、こうした調整的な手当を支給するということではなくして、その技術職と比べても、また研究職と比べましても悪いのでありますから、根本的にこれが改善をはからなければなりません。そのことについては、直ちに実行ができないといたしましても、たゞいまの仲原君から提出されました附帯決議にこの趣旨が盛られておるのでありますから、政府におきましても忠実にこれを実現するよう努力されたい。

○森八三一君 私はただいま議題になつております農業改良助長法の一部を改正する法律案に対しまして、原案に賛成いたしますとともに、仲原委員に賛成いたしますとともに、仲原委員から提出せられました附帯決議にも賛成の意を表するのであります。

すでに他の委員諸君からも討論を通じて御聞聞があつたのであります。この附帯決議の内容に包藏しておる趣旨を、政府当局におきましては十分御理解をいただきまして、すみやかにその実現をはかられたいということを強く私は期待をし、要望をいたします。

特に、暫定的に手当等の措置によつて非常に氣の毒な状態にありますする普及員に対する給与の改善に一步の前進は示されていますが、このことは決して根本的な改善ということには

が、研究職というものと並びをとります場合に、いろいろ技術的な問題を伴うと思うのです。さような場合は普及職という新しい一つの柱を立てるといふことも、対策としては必要かと思いまして。いざにいたしましても実質的内容的にそういう実の上がるよ

うにしていただきたい。

このことはすみやかにおはかりいただきました。三十九年度には実現するように強く希望いたしますと同時に、現在は一定の基準で都道府県に三分の二の補助をされておりますが、さよう

なことでございましたと、地方財政を非常に圧迫しておるのであります。私は少なくともこの重要な普及事業に対する国の施策といつましても、現給に對する三分の二を補助するということが少くなければならぬと思うのであります。地方財政を圧迫しておるということが少く、都道府県の財政の都合によりますので、現給に対する三分の二と

なつております農業改良助長法の一部を改正する法律案に対しまして、原案に賛成いたしますとともに、仲原委員から提出せられました附帯決議にも賛成の意を表するのであります。

すでに他の委員諸君からも討論を通じて御聞聞があつたのであります。この附帯決議の内容に包藏しておる趣旨を、政府当局におきましては十分御理解をいただきまして、すみやかにその実現をはかられたいということを強く私は期待をし、要望をいたします。

農業改良助長法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どもと認め、御異議ございませんか。

○委員長(櫻井志郎君) 御異議もなければ、これにて討論は終結したも

とでなければならぬと思うのであります。地方財政を圧迫しておるということが少く、都道府県の財政の都合によりますので、現給に対する三分の二と

いうことの実施をしていただきたいと

いうことを強く希望いたしますと同時に、さらにもう一つの問題は、中地区に、完全な任務を遂行することができるという関係上、機動制をとられておるといふことにつきましては、非常なアンバランスが起きますので、現給に対する三分の二と

いうことの実施をしていただきたいと

いうことを強く希望いたしますと同時に、さらにもう一つの問題は、中地区に、完全な任務を遂行することができるといふことにつきましては、非常なアンバランスが起きますので、現給に対する三分の二と

いうことを強く希望いたしますと同時に、さらにもう一つの問題は、中地区に、完全な任務を遂行することができるといふことにつきましては、非常なアンバランスが起きますので、現給に対する三分の二と

いうことを強く希望いたしますと同時に、さらにもう一つの問題は、中地区に、完全な任務を遂行することができるといふことにつきましては、非常なアンバランスが起きますので、現給に対する三分の二と

いうことを強く希望いたしますと同時に、さらにもう一つの問題は、中地区に、完全な任務を遂行することができるといふことにつきましては、非常なアンバランスが起きますので、現給に対する三分の二と

〔賛成者挙手〕

○委員長(櫻井志郎君) 全会一致でござります。よつて本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました仲原君提出の附帯決議案を議題といたしました。仲原君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(櫻井志郎君) 全会一致でござります。よつて仲原君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたします。農

林政務次官

○政府委員(大谷覺君) ただいま御可決いただきました附帯決議につきましては、地方公務員の給与に関する事項も含まれておりますので、十分慎重に研究をいたしまして、実現可能な限り御承認いただけますようお願いいたします。

る法律案及び地方税法の一部を改正する法律案が提案をされることになつておるわけでござりますが、法人税、登録税及び事業税について、おおむね次のような特例の措置を考えておるのでござります。

課税を繰り延べるということにいたたかいというふうに考えておるのでござります。第三番目には、不動産の権利取得にかかります登記に関する登記税の特例でございますが、特例のない一般の場合は

○政府委員(吉村清英君) 御指摘の如きに
ておらないのでござります。仰せのこと
うに、まことに私どもも遺憾に存ずる事
のございますが、私どももかねてから
得の特例が、今回の場合には認めらる
うに、この積立金からなります清算手
續の特例が、今回の場合には認めらる
うに、まことに私どもも遺憾に存ずる事
のございますが、私どももかねてから

○説明員(厚味莊之助君) 今の御質の点でござりまするが、不動産取得につきましては、これは地方税法の十三条の七の第二号の規定によりまして非課税となつております。

面 し七 稅 間

○委員長(櫻井志郎君) なお、諸般の手続等につきましては、先例により、これを委員長に御任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(櫻井志郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(櫻井志郎君) 森林組合併助成法案及び林業信用基金法案を一括議題とし、前回に引き続き質疑を行なうことになります。質疑のある方は、御発言を願います。

○藤野繁雄君 この前の質問に引き続いて質問いたしたいと思うのであります

すが、まず第一は、税制上の特例であります。提案理由の説明によつても、租税特別措置法の一項を改正する法律

税制特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案が出て、税制上の優遇措置を講ずること

とになつておるのであります、まだこの二つの法律案について詳しく勉強していいのでありますが、どういう

ふうな優遇措置を講じておられるのか、その内容の大体を承りたいと思うのであります。

○政府委員(吉村清英君) それでは森林組合合併助成法案関係の税制の特例について概要を御説明申し上げたいと存じます。本法と関連いたしまして、別途に租税特別措置法の一部を改正す

る法律案及び地方税法の一部を改正する法律案が提案をされることになつておるわけでござりますが、法人税、登録税及び事業税について、おおむね次のような特例の措置を考えるのでござります。

まず第一は、欠損金の引き継ぎに関する特例でございまして、現在の法人税及び地方税法では、合併後の組合が被合併組合から欠損金を引き継いだ場合におきましても、損金算入を認めておらないのでございますが、特に本法案による合併の場合には、合併後の組合が被合併組合から引き継ぎました合併前五年以内の繰越損金、これは青色申告をしたものに限るわけでございますが、それについて法人税及び事業税の所得の計算上、損金算入を認めるにいたしたいというふうに考えておるのでございます。

また第二番目には、資産の評価益からなる清算所得に関する特例でございますが、これは合併参加組合が合併に際しまして、持ち分の調整の必要上資産の再評価を行ないまして、その評価益を出資に組み入れました場合におきまして、その評価益からなります清算所得につきましては、特例のない一般の場合におきましては、法人税では三八%、事業税では八%の税率によりまして課税をされることになつておるものであります。この法案によりました場合には、合併後の組合がその評価益に相当いたします金額以外の金額を特別勘定といたしまして計上いたしました場合には、その部分につきましては、法人税及び事業税を課さないことといたしまして、将来合併後の組合が解散またはさらに合併をするまで

課税を繰り延べるということにいたります。第三番目には、不動産の権利取得にかかります登記に関する登記税の特例についてでございますが、特例のない一般の場合は、合併後の組合には、合併参加組合から引き継ぎました不動産の権利取得の登記につきまして、不動産価額の千分の四の登録税が課されることになつておるのでございますが、この法案によります合併につきましては、合併及び事業経営計画の認定を受けました日から一年以内に登記をいたしまつものにつきましては、登録税を免除する、こういうことにいたしたいという考え方でございます。

○説明員(厚味莊之助君) 今の御質の点でござりまするが、不動産取得につきましては、これは地方税法の十三条の七の第一号の規定によりまして非課税となつております。

○藤野繁雄君 次は、合併組合の評議の持ち分算定の方法であります。併組合の場合においては、おのおのが合の持つてある財産について再評価されると思ひます。それさつきも説明があつたように、再評価をやつて、その評価から出たものは、どんなん方法で持ち分算定の基準となつておるのであります。それは特別の結果出たところの利益金の持ち分算定は、どんなん方法で持ち分算定の基準となつておるのであるか。それは特別の経理を、特別勘定を設けてやられるのであるから、これは持ち分には算定されないのであるがどうか。この再評価については、三つの組合が合併したならば、おのおの三つの組合に差があると思ってるのであります。そういうふうな差があるのであるところのものを、一つの特別の勘定の中に入れておいて、そしてその特別勘定のものを持ち分にする算定しないということだったら、持たない外の財産があるということになつてくるのであります。であるから、再評価の利益金は特別勘定にはするが、それをに対する持ち分はどうされるか、お尋ねしたいと思うのであります。

組合はが価値を定めにののを評価せたあいに、一し七税間

組合もございましょう。そこで評価の問題が重大になるわけでございますが、そこで、その点の評価について同一の合併関係組合につきましては不公平があつては、これはうまくないのでございますが、この評価の点についても指導いたしまして作成して、それでその点の公平を期して、合併後の事業面についてそこの来たさない、円滑にいくよう期したい、かように思つておるわけでございます。

が出てくる。であるから、そういう部分に財産に差があった場合において、特別勘定を設けるか、その特別勘定に對する各組合員の権利は何によつて算定されるかということなんですね。

○説明員(厚味莊之助君) また恐縮でございますが、それとも、確たる自信を持つてのお答えにはちょっと自信ないのでございますが、多くの場合は出資額を基準にいたしまして、その持分の算定をいたすのが通例妥当ではなかろうかと、ただいまのところ考えております。

○藤野繁雄君 そうするというと、そこに出でているところの特別勘定のものは、元の出資額に応ずるというようなことであれば、それは定款に明記しておかなくちゃいけない。合併契約あるいは契約書に明記しておかなくちゃいけない。その合併契約書を作る際と、そういうふうな場合の定款の規定は、今後十分に注意しなくてはできないと思うのでありますから、今どういうふうなことでやるというような答弁は求めませんが、これが合併組合の合併の支障のもとであるから、そういうふうなことについては支障のないようになります。森林組合の規定及び合併契約書に明記して、他日に累を及ぼさないようになります。べきであるという私の意見を述べてこの問題はこれで打ち切ります。

次は、森林組合の再建整備と森林組合連合会の整備促進の問題であります。森林組合の再建整備の状況はどうであるか。当時の森林組合数、再建整備指定の組合数、目的達成の組合数

ところの理由及びこれに対する対策、こういうふうなことを承りたいと思うのであります。

○説明員(厚味莊之助君) 再建整備でござりまするが、森林組合の再建整備につきましては、指定日が二十六年三月三十一日でございます。その後再建整備の目標に鋭意努力いたしました結果、達成期限でござりまする三十三年三月三十一日現在におきましては、連合会では三十九のうちの三十六連合会が達成いたしました。したがつて、不達成は三連合会になります。また単位組合におきましては、指定日のあとにおきまして合併等の事例もございましたが、対象組合数が五百八十になりましたが、その五百八十の中で達成いたしましたのは五百二十、未達成が六十という状況になつております。

それから連合会の整備促進の点でござりまするが、最初に指定を受けましたのは岩手でございまして、これは三十一年の一月三十一日でございます。その後、それも含めまして八連合会が指定いたされました。そうしてその現在の状況につきましては、目標達成いたしましたのは岩手、京都、大分の三連合会でございます。他の五連合会については、目下目標達成に鋭意努力をいたしているという状況でございます。

○藤野繁雄君 これに対する今後の対策。

○説明員(厚味莊之助君) これらの夫達成の組合に対しましては、特に重視的で定例の検査のほかに、この目標達成のために新組合対策の一環といたし

まして、指導を行ないまして、早期に目標の予定期限内におのおの整備の計画達成できるよう、努力しつつあるところであります。

○藤野繁雄君 開拓方面の法律案の審議をしている際の問題であります。開拓組合では第一類、第二類、第三類というように区別して進んでおられて、第二類には、今回はまだ手をつけられないような状況であります。どうながたよなものは、今後特にどういうふうな方法で、これを指導していくかということなんですか。それをお伺いしておきます。

○説明員(厚味莊之助君) これらの組合につきましては、先般も御説明いたしましたように、三十三年から新組合対策といたしまして、特別指導なり特定の事業についての駐在指導といふな事業も行なつてきました。その後、三十五年から合併の推進のこともあわせて講じて、これから今回御提案申し上げておりますが、その後、三十五年から合併の推進のこともあわせて講じて、それから今回の合併助成というようなことがあります。そこで、この不振現況を脱却し、職員、役員等の人的な資質も向上させて、各般の施策を集中的に実施もあわせ講じまして、今後事業量を増大し、職員、役員等の人的な資質も向上させて、各般の施策を集中的に実施いたします。したまして、この不振現況を脱却いたしまして、目標達成いたしました。いかのように考へておられるか、損失、すなわち赤字もあまり大きさ

くないよう見受けられるのであります。そして森林組合の最近の状況からお話をうかがひ等のため森林組合は經營が困難に進み、赤字組合が少なくなり、再建整備の未達成組合も少なくなりつつあるのではなかろうかと思うのであります。ですが、これは概数でいいから承りたいと思うのであります。森林組合及び連合会の積立金が出資金の四分の一以上ものとのものと、以下のものと区別したならば、どういうふうな割合になるか、目当を承りたいと思うのであります。

○政府委員(吉村清英君) 三十六年度末の一せい調査の結果から申し上げますと、三千五百九十四組合の中で、出資金の四分の一をこえる積立金があります組合数は、四百七十一組合となっております。

○藤野繁雄君 連合会。

○政府委員(吉村清英君) 連合会はちょっと資料ございませんので、後ほど調べましてすぐ御報告いたします。

○藤野繁雄君 私などは、林業協同組合も、農業協同組合も、これは非課税の団体にすべきであるということを主張して参つておるのであります。(しるべに現在は課税をされている。こううな状況で、今森林組合の例とつてみますといふと、長官からいふと、四百七十一組合が四分の一以上を達しているというふうなことだつたば、これが連合会が整備促進中のものであつて、その整備促進の連合会に所属しているところの組合は、積立金が四分の一に達しようが達しないが免ぜられる。かかるにその他の県であつたらば免稅されない、同じ森林組合で

には恩典を与え、いい県には恩典を与えないという結果になつてくるのであります。ですから、私は申上げたならば、そういうふうな連合会の整備促進中にある組合連合会に所属しているところの組合とその他の組合とが、税制上において相違ある取り扱いをされるべきものではない。であるから、私はなどは、森林組合に対しても、連合会に対しても、法人税は課すべきものではない、しかしこれが直ちに実行することができないというようなことであつたならば、少なくとも、出資金の一分の一くらいまでの森林組合及び森林組合連合会は免稅すべきであると考えるのであります。長官の御意見よりも、これは政務次官のお話しを聞かなくちゃできないことだらうと思うから、政務次官の御意見を拝聴いたします。

○政府委員(大谷賛雄君) もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○藤野繁雄君 それで、私は最後に、

今まで私の質疑応答によつて得た結果

について、次のような要望をまずして

みたいと思うのであります。

それは、農業協同組合が合併する場

合においては、合併参加の一組合当た

り十万円であるのであります。しかし

に森林組合は合併後の一組合当たり十

万円であるのであります。であるか

ら、これは農村においては農業協同組

合、山村においては林業協同組合が唯一の協同団体である、これを強化して

いかなくちゃできない。しかるに一方

ほうは合併参加の組合数に、一方の

ほうは合併後の組合数にというよ

うな

聞くのであります。同じく農林省の

農林水産委員会会議録第十六号 昭和三十八年三月七日 【参考院】

には恩典を与え、いい県には恩典を与えないという結果になつてくるのであります。ですから、私は申上げたならば、そういうふうな連合会に所属しているところの組合とその他の組合とが、税制上において相違ある取り扱いをされるべきものではない。であるから、私はなどは、森林組合に対しても、連合会に対しても、法人税は課すべきものではない、しかしこれが直ちに実行することができないというようなことであつたならば、少なくとも、出資金の一分の一くらいまでの森林組合及び森林組合連合会は免稅すべきであると考えるのであります。長官の御意見も、これは政務次官のお話しを聞かなくちゃできないことだらうと思うから、政務次官の御意見を拝聴いたします。

○政府委員(大谷賛雄君) それでは、

百円限度として駐在指導員に補助して

いく、そして合併後の育成強化に努

めている、しかも森林組合にはこう

いうふうな指導補助金がない。しかし

に、今日の場合においては、森林組合

というものは非常に木材が不足してお

る今日では、よりよくして指導してい

かなくちゃいけない。それには合併し

ていい組合を作つていかなくちゃでき

ない。その事業計画を達成するためには、ただ事業計画ができたというだけ

ではできない、これを徹底的に指導し

ていくところの態勢を整えていかなく

じております。

○藤野繁雄君 それで、私は最後に、

今まで私の質疑応答によつて得た結果

について、次のような要望をまずして

みたいと思うのであります。

それは、農業協同組合が合併する場

合においては、合併参加の一組合当た

り十万円であるのであります。しかし

に森林組合は合併後の一組合当たり十

万円であるのであります。であるか

ら、これは農村においては農業協同組

合、山村においては林業協同組合が唯一の協同団体である、これを強化して

いかなくちゃできない。しかるに一方

ほうは合併参加の組合数に、一方の

ほうは合併後の組合数にというよ

うな

聞くのであります。同じく農林省の

農林水産委員会会議録第十六号 昭和三十八年三月七日 【参考院】

片手落ちのことは、同じ農林省所管でありますから、かかるべきものじゃない。であるから、森林組合においても、農業協同組合及び漁業協同組合と同一に組合同様に合併参加の組合にやるべきであると、こういうふうにするようにしてもらいたい、これが希望の第一点。

第二点は、農業協同組合は継続事業費の二分の一、月額からすれば七千五百円限度として駐在指導員に補助してある、そうして合併後の育成強化に努力している、しかも森林組合にはこういふふうな指導補助金がない。しかるに、今日の場合においては、森林組合というものは非常に木材が不足しておる今日では、よりよくして指導していく、組合を作つていかなくちゃできない。その事業計画を達成するためには、ただ事業計画ができたというだけではできない、これを徹底的に指導していくところの態勢を整えていかなくてはなりません。そのためには専門の者が駐在していくってあやまちのないようないくつかない。そのためには専門の者が駐在していく、組合員とかその組合運営に努力を發揮させて、組合員とその組合員を大蔵省に対しまして仰せのよう見地から実は努力をいたしましたのであります。それが、現在の段階におきましてどうなります。それによりますと、正組合員が百七十五万人といふのが出ておりともひとつ努力を継続して参りたい、

○政府委員(大谷賛雄君) それでは、百円限度として駐在指導員の問題でございまして、第二点の駐在指導員の問題でございまして、これが今度の予算の中にはございませんが、これも大事な問題であります。それが、現在の段階におきましてどうなります。それによりますと、正組合員が百七十五万人といふのが出ておりともひとつ努力を継続して参りたい、

○森八三一君 林野庁関係の二法案に付きましたは、相当質疑も行なわれましたので、重複を避けまして二、三の要点をまずお伺いしてみたいと思いまして、政務次官はどういうふうにお考えかお伺いしたいと思うのであります。

○森八三一君 質疑のある方は御発言を願います。質疑の方は御発言を願います。○森八三一君 林野庁関係の二法案に付きましたは、相当質疑も行なわれましたので、重複を避けまして二、三の要点をまずお伺いしてみたいと思いまして、政務次官はどういうふうにお考えかお伺いしたいと思うのであります。

○委員長(櫻井志郎君) ただいまから委員会を再開いたします。森林組合合併助成法案、林業信用基盤法を一括議題とし、休憩前に引き取り扱うようにしてもらいたいと、この三つの希望を申し上げて、私は質問を終わるのであります。私の希望に對して政務次官はどういうふうにお考えかお伺いしたいと思うのであります。

○委員長(櫻井志郎君) ここでしばらく休憩し、午後一時半再開いたしました。午後零時二十五分休憩

第三点は、被合併組合の積立金からなる清算所得の課税の特例、さつき申す。

○政府委員(吉村清英君) この組合員につきまして、林業専門あるいは農業との兼業ということを調べたも

のはないでございますが、ここに、

あるいは御参考になるかと存じますので申し上げますと、全国の林家数、森

林の所有者と申しますが、林家数が二

百七十万戸ございます。そのうちで農家がどのくらいあるかと申しますと、農家が二百五十四戸になつております。大体九〇%余りが農家であるといふことになるかと思います。したがいまして、大体そんな比率じゃないかと思います。

○委員長(櫻井志郎君) たゞいまから森林組合合併助成法案、林業信用基盤法を一括議題とし、休憩前に引き取り扱うようにしてもらいたいと、この三つの希望を申し上げて、私は質問を終わるのであります。私の希望に對して政務次官はどういうふうにお考えかお伺いしたいと思うのであります。

○森八三一君 質疑の方は御発言を願います。質疑の方は御発言を願います。

<

千へクター以上にしようと思えば、新市町村の区域をこえた組合を相当合併して作らなければいけないということに私はなると思うんです。そのことと、組合の運営の実態が、市町村の行政と密接不可分な関係に置かれなきやならぬのではないかという関係を、どういうようには調整をなさるか。市町村との関係は全然その縁を切つて、純粹の共同体として経済効果をねらうためにやればよろしいんだと、そう割り切つていかれるのか。その辺はどうなんですか。

ましは、数ヵ町村にまたがった組合もあり得る。また、必要に応じては、そういう努力をいたしまして、健全な組合を作つて参るということを考えなくて、おむね五千ヘクタールという基準を考えておる次第でござります。

○森八三一君 そういうように一つの目安ですから、必ずしも新市町村の区域によらなければならぬと規定する必要もありませんし、五千ヘクタール以上でなければ絶対いかぬという筋のものでないことを私も了承いたします。

いたしますが、合併を促進し推進しようとすれば、そこにおのずから一つの目標というものがなければならないとの思ひです。その目標が一応事業的に五百ヘクタール以上という目安が掲げられたわけですね。しかし、私が申し上げるように、森林組合のほんとうの発展をはかつていこうといたします場合に、純粹な生産共同体としてだけお考えになるか。新市町村の区域といふものを重点的に考えて整備をなさざりうと、その場合に、必ずしも五千ヘクタールでなくとも三千五百でもよろしいということもあり得ると思うんであります。そういうふうに考えるのか。どうしても五千ヘクタールといふものに近いものでなければならぬか。だから、他の市町村の一部分とを加えて、そつちのほうを重点になさつて、いこうとするのか。一体役所が御指導なさる場合に、どちらに重点を置いてなさる

○政府委員(吉村清英君) 大体、先ほども申し上げましたように、八割程度のものとのいうのは、一市町村の中に入るのでございまして、そういった点でも、私どもいたしましては面積について主点を置いておるわけでございますが、しかしながら、どうしても五千ヘクタール以上なれば、これは認められないということではない。このおおむねというところ、問題につきましては、今後政令をきめて参ります段階におきまして、かなり検討をいたさなければならぬかと存じますが、從来まで三千ヘクタールを目標にいたしました合併を進めて参りまして、すでに平均的な規模は三千余ヘクタール、面積の平均になつておるわけでござりますので、やはり五千ヘクタールに近いところでなければならないのではないかというように考えておりまます。

家との兼業であるということござりますれば、その兼業しておる人が行なつておる部分的な林業の発展をはかる場合に、その部分だけを横に集めて、一つの組合を作ることよりは、市町村との行政の関係が円満を持たれる姿における地域組合として農林協同組合といつたような姿を考えるほうが、合併を助長していこうとする目的にびたり沿う結果が生まれてくるのではないか、という感じを持つのです。そういうことについての御研究をなさつたのかどうか。ただ林野庁は林野庁、経済局長は経済局、水産庁は水産庁とう、今までのしきたりにこだわつてしまつて、ただ馬鹿馬鹿的にものを見た、その場合には、こうせざるを得ないと、いう結果であるのか、そういう組合員が一つの業に専念しておるという姿のものではないということと、市町村との関係を今申し上げましたような、かかる組合も緊密に持つていなきやならぬというようなことを考えますすると、むしろこの際は、森林組合といふ姿から、もつと高度な立場に抜け出で考えるべきではないか、そのことのほうが個々の零細な企業者にとっては非常に幸福な結果が生まれるのでないかといふ感じを持つのですが、そういう問題を御研究になつたのか、研究の結果が、なおかつ、こういう姿でなくて、きやならぬ、そういう結果になつたのか、その辺どうなのでですか。

林業だけの狭い考え方で物事を進めて参るということは、適当でないということとはお話のとおりだと存じておる次第でございます。で、また同時に、この公共団体等との連携、その他から考えますと、最も容易に、また望ましい姿といふのは、そういった一つの公共団体との関連で、すべてのことが進めていかれるということも、これも望ましいことかと存ずるのでござります。また同時にその農林その他の総合的な観点から見まして、それでは林業の弱体なところにおいては——森林組合の弱体なところにおいては、農業協同組合と合併をして経営をしていくるような方向へ進んだらどうかというような御意見も決して少くないわけでござります。したがいまして、私どもも、いろいろとそういう点にわたりましても検討をして参つておるのでございますが、しかしながら、一面考えてみますと、この問題は森林組合だけの問題にとどまりませず、他のまた、協同組合等との関連も出て参るわけでござります。

て参ります場合におきまして、同時に、林業 자체も高度化をされて、また、基盤がしつかりして参らなければならぬわけでございます。で、林業を高度化いたしましたために、あるいは機械化が進められ、協業が進められ、基盤を整備いたしますために、経営規模の増大ということとも考えてやらなければならぬようになると思うのでござります。

代化をはかり得ないという場合があると思うのです。その場合の補完的な行為をするものとして連合会の制度があるのですから、連合会制度といふのを、うまく活用する気持からいへば、必ずしも後段のはうでおつしやつたようなことはならない。

そこで私は、必ずしも農業協同組合を吸収せいいと言つてゐるのぢやないのです。その地域々々によつて、林業の

そういうことを考えてみますと、一
つ機械化の問題を考えてみましても、
機械化を進めます以上は、やはり一定
の事業分量というものが見込まれて参
りませんと、十分に機械の効率的な使
用ということが計画的に行なわれて参
らないといふうな情勢になりかねな
いわけでございます。したがいまし
て、仰せのように、もちろん農、漁、
林、その他の産業もそうござります。

非常に進んでいるが吸収されていく所で、そういうこと、が規定すべきものとして各地域の住民諸君が思はるといふので、そこがどうだということではないと思うのです。要するに森林組合

が、総合的に進めて参らなければならぬわけでございますが、その総合的に進められる中で、少なくとも林業自体と申しますか、それぞれの産業自体を十分に近代化され、高度化されいくという必要があるかと思うのでござります。そこで、それにはやはり、この程度のものが必要ではないかというような考え方を持つておるわけでござります。

○森八三一君　どうも御説明を聞いておりますと、非常に初めのほうはすつきりしているが、しまいにいくとどうと、林業の高度化のために、この程度のものと言つて、また戻つていくような御説明なんですが、そのためにこそ連合会の制度というものがあるのですから、地域的な組合では、林業の部分を眺めた場合に、その部分の経営の近

要する目的は、個々の零細な森林經營者を経済的にも、社会的にも発展せしめていこうというねらいに出発しているわけですね。その目的を達成するために、実際問題としては、市町村の区域を区域にして、市町村の行政と密接不離な姿に置くほうが実際問題だと私は思うのです。山村を歩いても、農村を歩いてみましても、そう思うのですよ。そういうことを考えますと、むしろ総合的なものに考えていったほうが、よりベターだ。そこで、今度のようない五千ヘクタールということですつとやつて参りますと、一つの歴史ができてしまうのですね。今度は戻そとどうしても、それは一つの既成事実ができるてしまうのですから、できたものをこわすということは、これは容易ならぬことで、むしろこの発足のときに大乗

的でなしに——これはひとて、林野課だけに言うのではありません——考えていくまんと、私は非常に困った問題が起きてくると思うんです。そういうことを将来、御研究になりますか。

○政府委員(吉村清英君) お説のようになに、森林組合の末端の組合員といふものは、大体九〇%内外が農協にも入っておるというような、先ほど所有者の関係でも申し上げましたが、また農協の組合員としても、森林組合の末端の組合員といふのは九〇%程度が農協に加入しておるというような状態でございまして、地域的にも、また構成的にも、山村の農協と競合をいたしておりまして、また、優良な森林組合の事業活動は、山村農業を凌駕しておるというようなこともあります反面、平場地帯では、先生の御指摘のように、森林組合の多くが不振化をしているとい

○森八三一君 まあこの問題は、今ここで結論を出そうと思うんじやあります。せんから、この程度にいたしますが、これは真剣にひとつ、政務次官もお考えいただきたいと思うんです。

これは海岸の地带へいけば、水産協同組合と農業協同組合ということで、二つて組合員になる、しかもそれが、その地方だけで一つの経済単位を持たうとする、新市町村の区域から離れて大きなものにしなければ、その組合としては成り立たないという問題が生ずる。しかし実際の姿は、市町村との關係を断ち切つてはなかなかいけない、ですわ。そうすると、どうしても新市町村の区域というのと、第一次産業の区域といふのは、できる限り符合せしめていくといふことが私はいいとおる次第でございます。

さうから、今度一つにせいといふと、刺に書くことができなくなつちやうら、できなくなつてしまふ。組合の害といふものを離れて、そこに別の動ができるてくる。これは、農山村のめに将来非常に大きな問題だと思ひますので、これは政府は真剣に早急に取り組んでもらいたいと思ひます。

次に、基金法の問題でお尋ねいたますが、基金制度ができたあと、この制度の運営のために、幾ばくぐらの経費を予定されておるのか、これ新しい機構ができるのですから、この機構の運営のために、法律にも埋め長その他出ておりますね。そういうことで経費が必要だと思うのです。この経費は、一体幾ばくぐらいを予定されておるのか。

的に考えていくということに踏み切るべきではないか。お話をのようにほかからもたくさん同種のものがござりますから、全部を一べんにやらなければ、林業の関係だけが先走るということは、なかなか林業のほうがいじめられているというような感じをお持ちになるかもしれません。これはむしろ林業問題にとつては不親切な措置であつて、零細林業のほうから考えたら、ここで一步踏み切るという方向に行くべきだ。むしろこの姿でいらっしゃると、今度は、それをばらして正常な姿に戻そうといったって、これは役員もできますし、施設もできますし、それは容易ならぬことですよ。実際問題として、そういうことを今ここであなたに迫つても、なかなかむずかしいとは思うが、実際問題としては、もつと親切に、セクト

のような事実もあるのでございます。で、お説まことにごもつともでございまして、そういう点につきましては、ほかにもまた、こういった農林組合といふものへの門戸を開くとどうよなにお考えをお持ちの方も、かなり多いのでございます。で、農山村おきます農林団体のあり方の一つとして、私どもも、将来検討に十分値する問題だと思っておるのでございます。で、その検討の段階におきましては、やはりこの農業それから漁業、その他の産業団体組織全般にわたって検討をして参らなければならぬと存するわけでございまして、林業だけの立場から、なかなかむずかしいことだとは存じますが、そういう方面的の勉強も、申しますか、検討もいたしまして、さらにこういった問題につきまして検討を進もうとするに、三ヶ月ほどかかりました。

思うんです。そのためには踏み切つ
いく、そうしてその部分々々の仕事を
いじめられちゃあいけませんから、
の仕事を伸ばしていくためには、今
官のお話のように、林業の高度化と
う問題を取り上げた場合、そういう
うにいたしますと、できない。しか
るために、連合会という制度があ
のですから、これは各単位組合が連
合へ加入して、その部分を補完する
為というものができる仕組みになつ
いるのですからね。そういうことを
とつ活用するということを、これは
業協同組合の合併をやる、森林組合
合併をやる、そうしておののおのが一
の基盤を作つちやうと、その上でこ
をまとめようということは、理論的
はいえましようとも、実際問題とし
できないと思う。それは組合長さん

思ふんです。そのためには踏み切ついく、そうしてその部分々々の仕事をいじめられちゃあいけませんから、の仕事を伸ばしていくためには、今官のお話のように、林業の高度化とう問題を取り上げた場合、そういううにいたしますと、できない。しかるために、連合会という制度があるですから、これは各単位組合が連合会へ加入して、その部分を補完する為というものができる仕組みになつてゐるのですからね。そういうことをとつ活用するということを、これは業協同組合の合併をやる、森林組合合併をやる、そうしておののおのが基盤を作つちやうと、その上でこの会へ加入して、その部分を補完する為といふものができる仕組みになつてゐるのですからね。そういうことをとつ活用するということを、これはいえましようとも、実際問題としてできちゃつて、理事長さんもできちゃつて、理事長さんもできちゃうから、今度一つにせいといううに刺に書くことができなくなつちやうら、できなくなつてしまふ。組合の害というものを離れて、そこに別の動きができる。これは、農山村の動に将来非常に大きな問題だと思ひますので、これは政府は真剣に早急にり組んでもらいたいと思います。

よつて管埋費をまかなうことを原則といたしたいと考えておるわけでござります。今かりに、ここで利子收入を六分といたしますと、約四千万というものが出てくるわけでございます。したがいまして、そういつた考えで、利子収入によつて管埋費はまかなつて参るというよう考へておる次第でござります。

○森八三一君 先日お答えになりましたところで、今お話のよう、基金は政府が三億五千万円、その他の団体、個人から三億五千万、七億になる。そして十倍程度の債務保証のことを実行したい、その保証に対し、万が一の場合の保証は八割程度を考へておるということをございましたね、この保証が実行されるということはないようになりますが、少なくともこういう制度をとる場合には、最悪の場合、保証の実行運動に出なければならぬ、起きる場合を考えおかなければならぬことは当然であります。その場合には、その基金の兌実を評議費に使つちやうと、万が一の場合には、直ちに基金のほうを食い潰さなければならぬということに発展していくことと思ひますがね、そういうことをお考へなのがどうなんですか。

○政府委員(吉村清義君) 万が一の場合の保証の問題でございますが、これは手数料の收入からいたす考え方でおるわけでございます。で、その手数料の大きさ程度と考へております。

○森八三一君 そうしますとね、基金の七億円の果実は、おおむねこの制度施行の運営のために引き当てになつてしまふ。そこで万が一の発生するであろう損失に対応いたしましては、別途に日歩二厘程度の保証手数料を取る。それが年額四千万円程度は予定されるので、それで充足をしていこうということになりますと、この制度を作つたことによつて、すでに千数百億の調査による融資が行なわれておる上に、積み重ねて新しい融資拡大を求めていくこととは、きわめてその範囲が狭くなるし、また日歩二厘程度の保証手数料を納めるということになる。いうと、債務者にとっても、必ずしも有利な金融にはならなくなつてしまふといふことも考えられます。そこから集めた金が運営のために、その辺、基金の果実というものを万が一の場合の備えに持つていくということを考えるべきじゃないか。ことにその巨額は元金に手をつけなければならぬ。いう事態も発生すると思うのですよ。そういうことがあってちゃたいへんですから、少なくともそれを排除していく、あるいは年にでもけつこうです。

○政府委員(吉村清英君) これは業務方法書を組みますときに決定をいたすつもりでございまするので、決定はいたしておりますが、今考えておりま

すのは二厘というように考えておりま

ために、基金融通の運営を専門としているのを、できる限り万が一の場合の備えをするということを考えていくという態度をとるべきじゃないか。
そういたしますると、もう、端的にお伺いいたしますが、この制度を作ることはほかにこうでありますけれども、その制度の運営の機構というものを考えなくては、既存の金融機関に、そういうことを委託するとか、代行せしめるとかいうことによって、必ずしもその新機構を作らなくてもやれるのじゃないか。この程度のことであればですよ。そこに、専門的な技能を持つ人がいるわけだから、なればならぬということになれば、そういうところに、すでに僕は、農林公庫にいたしましても、あるいは農林中金にいたしましても、過去の体験から、かなり専門家はあると思うのですよ。それを地方厅なり林野厅なりが、ある程度助言をなさるという程度で、これくらいの仕事は運営できるというように考えますが、そういうお考え方、どうしても持てるのですか。

専門的な問題も非常にあつたわけでございまして、そういう点につきましては、やはり中央に、中央の機関だけに置いておくという必要があるようになります。
○森八三一君　いよいよ話がおかしくなつてくるので、この業務の代行については、それぞれ経験を持つ地方の全融機関に実体的には委託をしてやらせることであります。それを取りまとめる中央に一つの機構を持ついなければならぬとおつしやいましても、地方のほうで済んだのを中央で何をやるのですか。やるこれが私ではないのじゃないかと思う。それは八割の保証をするのですから、最後の認定をするところは、これが行はれるところは、全部地方でやってしまうのですから、少なくとも金融機関は、八割の保証がもらえるといつたって二割は自分の危険、リスクがあるわけですね。ですから、そんな簡単には金融をしようとは思いませんよ。ですから、もう地方の代行機関が決定をしてきたものは、大体まあ間違いに。ことに地方には、都道府県に林務課というようなものがあるのですから、そういうところで、ある程度のアドバイスをするように考えていいければ、わざわざ四千万円も手数料と相当額の経費を使うようなものを作らぬでも、極端に言えば、二厘の手数料は免除してやつても、この機構を排除するところによつて私ができると思う。ういうことになるのですよ。
これはもとと極端に考えますと、「か、こうものを作ることによつて、よらかじめ人を予定してはめ込まなければ

くなつてしまふ。これは先日の質問で、そんなことはちつとも考えておりません予定もいたしておりませんとこうしたことでした。そういう答弁がござうけれども、お話をのように、地方の金融機関に一切を委任してしまって、そこで融資をするかせぬかを決定する。それを中央のほうで、何を一体やるのかということになりますると、査定をすると言つたって、私は査定の実力はないと思うのですよ。ただ、損失が発生したときに、その損失が、適正な損失になるのかならぬのかといつて、まかせつきりじやけませんから、ある程度見きわめなればならぬと思います。その場合は、地方に林野庁の出先機関もあるのですし、都道府県にも、それぞれ機関はあるのですから、そういうところでは、活用することによつて、事の始末はできるのじゃないかという感じを持つのですが、もう少し簡素にお考えになつたほうが実効が上がるのぢやないですか。

考えておるのでございまして、他の同種の、これはまあ他にならう必要もないかもしれません。保証機関等も、大体これに似たようなものもあるわけでございまして、御指摘のこの将来の危険負担等を考えますときには、十分に切りつめて、できる限りの簡素な形でやつて参らなければならぬということは御説のとおりでございまして、私どもも、さよう心がけて実施いたしたいと考えておる次第でございます。

○森八三一君 まあ、今その点をお尋ねいたしましても、そういうことで頭を整理してしまつていらつしやるので

から、変えていただこうとすること

は無理なことであつて、おそらく御答弁はいただけぬと思ひますが、この金融は、長期的な固定をするような施設の資金といふものは考えておらない。主として流動資金を考えておるのだ。そ

の金融機関が査定をして、それを東京

の金融機関で、そこで、私が査定

していらっしゃいません。あるいは金

融的には相当の権威者かもしません

けれども、複雑多岐にわたる林業の実態、その地域における経済事情なり、

うように地域の問題については精通

していらっしゃいません。あるいは金

融の資金を考えておる場合に、地方

の機関も、おおむねの森林地帯がある

のですし、都道府県には、それぞれ林務課というような歴史のあるの

ですから、そういうところで、どうい

うような点についての審査をするとい

うことにいたしますれば、私は非常に

なめらかに早く運んで、しかも経費

は、一切必要でないということになる

と思うのですがね、実際問題として。

これは今までにも、この種の協会的

度、だんだん進んでくると、めくら判

では済まなくなつちまう。そうすると

いうと、自然自己の業務範囲を拡大し

があれこれあれこれで、だんだん事務が

すぐ融資はしてくれない。幸いこういう制度があるから、この制度におすがりをしようということで向かつてきただけでございまして、御指摘のこの将来の危険負担等を考えますときには、十分に切りつめて、できる限りの簡素な形でやつて参らなければならぬということは御説のとおりでございまして、私どもも、さよう心がけて実施いたしたいと考えておる次第でございます。

○森八三一君 まあ、今その点をお尋ねいたしましても、そういうことで頭を整理してしまつていらつしやるので

から、変えていただこうとすること

は無理なことであつて、おそらく御答弁はいただけぬと思ひますが、この金融は、長期的な固定をするような施設の資金といふものは考えておらない。主として流動資金を考えておるのだ。そ

の金融機関が査定をして、それを東京

の金融機関で、そこで、私が査定

していらっしゃいません。あるいは金

融の資金を考えておる場合に、地方

の機関も、おおむねの森林地帯がある

のですし、都道府県には、それぞれ林

務課というような歴史のあるの

ですから、そういうところで、どうい

うような点についての審査をするとい

うことにいたしますれば、私は非常に

なめらかに早く運んで、しかも経費

は、一切必要でないということになる

と思うのですがね、実際問題として。

これは今までにも、この種の協会的

度、だんだん進んでくると、めくら判

では済まなくなつちまう。そうすると

いうと、自然自己の業務範囲を拡大し

があれこれあれこれで、だんだん事務が

</

○説明員(厚味莊之助君) 基金を運営して参りまして、それに、その結果、保証料、これを積み立てまして、そうして今の順位のほうを申しますと、そういう事態が起きた場合には、その積立金から、ますその財源に充てる。それが万が一なくなれば、そうすれば今度基金という、そのものということになつて参ります。順序と申しますれば、そういうことになります。

○青田源太郎君 そういうふうな基金の取りくずしが、やはりいはれは県と県と業者と出しておるのでですね、そういう中で、かりに全部、そういうふうな危険負担があつた場合に、業者に迷惑がかかるというふには……。やはり、まず國なら國が、先に國の基金を取りくずして、そうして、その次に県とか、その次に民間の出しているものといふように、大体きめておいてもらわぬと、全部そういう放漫な貸付をしてしまつて、取りくずしは業者にも、その被害がかかるというのじゃ、ちょっと政局が任命したりなんかする実は機関、これは民間の役職員が出てやるなら、これは得心がいくけれども、民間の者は、ただ拠出するだけであつて、管理といふものは何ら責任がない。だから、そういうふうに政府で理事者を任命したりなんかするなら、政府がまず責任を負う、そうして基金を取りくずすということなら、まず政府とか県とか、そういうふうに法律によつて、政府とかあるいは県が、そういう歩合いをもつてやるといふようなものなら、僕は、この保証料の一厘と

いうものは、あまりに負担がきついんぢやないか。これは今は、どういうよなことか。こういうものは、先でひいては無料でやつてある民間の近代化資金は無料でやつてある民間の近代化資金等も相当ある。そういうことでなければ、むろん金融機関に手数料を徴収せよとかなんとかということだけで、保証料はがつちりとつて、金融機関には手数料を何もやらぬといふのは、普通の金融機関と不均衡じやないか、こいつかなんとかということだけで、保証料はがつちりとつて、金融機関にはですか。

○説明員(厚味莊之助君) 第一点の危険負担があつた場合に、出資をした國ないし民間、その際に、國の出資した分から取りくずしたらどうか、こういう御質問の筋であろうかと思ひますが、一応制度上の問題といたしましては、そういうような代位弁済をするというような事態が起つて、今の積立金で整埋をして、なお不足を生じたというときには、經理上の問題といつてしましては、繰り越しの欠損金という形でいくわけであります。それについては、この分は、國の出資分についても、他面、出資になりましたところは、この分は、國の出資分である、これは民間の出資分であるといふことで、特別經理といふこともちょっとと考えられませんので、さつき申し上げたよな、そういう欠損金の整理で進んで、あとの運営によつて、そういうような事態をなからしめて、積立金の額を増強するような運営をし参るということであろうかと思います。

それから第二点は、あるいはちょっと質問の筋を取り違えているかもしれません

ませんですが、保証料について、ただいま考えておりますのは、一厘でござりますが、これによつて融資を受けれる人が、それだけ負担になるということは事実でございます。それの半面に、融資する機関の銀行側等にとりましては、債務保証を基金が二〇〇%ではないにしても、八割はいたす。それによって金融機関としての危険負担は減ずるわけですね。さような点も勘案して、今後この基金発足に伴つての、こういう運営の際には、金融機関のほどく、そういう点を加味して融資する場合のお条件等については、なるべく緩和する方向でやってもらいたいという方向で私どもも指導して参りましたが、さようにお思ひください、さようにお考えおりません。

○青田源太郎君 それじゃ、僕は、そな運用益によつて、その経費を払うとするのが、あるいは金融機関に、その債務保証をする事によつて、金融機関が危ないのか、そういう点をひとつ……。○説明員(厚味莊之助君) 今のところは、國、業者と同様に、金融機関に拠出資さすような意思があるのかないのか、そういう点をひとつ……。

○説明員(厚味莊之助君) 今のところは、そういう考え方を持つております。保証料というのを、むろん無手数料にしてやるというのがほんとうぢやないか。というのは、この基金で、そういう危険負担が非常に薄くなるというなら、うような危険負担を順位によつて取りくずしするというところなら、そういうふうな保証料までとつて、そういうような一般的代位弁済にあつてがうといふのじゃ、この基準制度を作つた意味がないと思うので、あくまでもやはり国とか県とかいうような公共の基金に、ふうな保証料までとつて、そういう負担からいいうたら、大かた年一分近くなるのぢやないですか。

○説明員(厚味莊之助君) 年利に直しまして七厘三毛でございます。

○青田源太郎君 それだけ結局、債務の負担が過重になるわけだから、で

うなら、僕は保証料を全免してやるといふようなことがほんとうぢやないかと思う。

それで、今一応こうすることになれば、業務方法書で、そういうような基

本の取扱いをいたしましたが、これが金の取扱いをしやすく順位をきめてやつてもう一度、この保証料一厘というのは、金利にあつてがうといふのではあります。でも、これだけではおわざりになりにくいく思いますので、この現状から説明を申し上げまして、や時間を持掛をいたしまして、これの御説明を申し上げたいと存じておる次第でございます。

まず、基本的な問題といったしまして、わが国の林業は、御案内のとおり森林蓄積約十九億立方メートルを有し

ております。で、その森林の面積は一千五百万ヘクタールに及ぶ林野を基礎として存立をしておるわけでございますが、大きな発展的な潜在的な可能性を秘めておるにもかかわりませず、一方においては木材の経済的な供給という国民経済的な要請に十分に即応し得てない。また同時に他方におきましては、多くの林業從事者の生活水準の向上ないしは所得の均衡的増大といふことに十分に寄与をしておるとは言えない実情であるがと存するのでござります。なつかつ、最近におきますわが国の経済の急速な成長発展とともに、この現象はますます顕著となつてきておりまして、さらに将来におきましては、一そうこれが激化してくることが予想されるのでござります。

るのに対しまして、木材の平均価格は、昭和二十七年度を一〇〇といたしましたと三十六年度には一〇二といふ独歩高の傾向を強く示しておるのでございます。このような価格の高騰は消費者の負担を増すばかりでなく、代替資材の促進を促しまして、長期的に見ますと、林業の健全な発展を阻害するに至りかねない状態でござります。しかもこのようない現象は、今後、なおわが国の経済が高度成長を続けるという見通しのもとに立ちますと、さらに強くなることは予想されるのでござります。で、したがいまして、わが国の林業が内包いたします基本的な問題を改善をいたしますために必要な施策を強力に推進をいたしまして、木材の経済的な供給の確保をはかることは、きわめて肝要なることになるかと考えるのでござります。

そこで林業従事者の生活水準の向上ないし所得の均衡的増大という観点から眺めました場合に、実情は、まず保有林に属しております。で、その残りの五八%というものが私有林になつてゐるのでござります。この私有林は二百九十九万九千の事業体によつて経営をされておりまして、このうち林家が約二百七十一万戸を占めているのでござります。その經營をいたします面積は、全森林面積の約四六%余となつていて、ことでござります。で、このことはわ

が國の林業の少なからぬ部分が農業との密接な結びつきを持つてゐるといふことを示してゐると申し上げられるかと思うのでござりますが、そこで一町歩以下の零細な林地を保有する林家数は、全林家の五八%を占めているのに對しまして、その保有面積は、わずかに九・六%にしかすぎません。五町歩未満の層をとつてみますと全林家の九〇%余に達するものでござりますが、その保有面積の比率は三九%にとどまつております。しかも、零細な林家の保有をいたします耕地の規模は概して小さいのでございまして、したがつてわずかの農林業所得しか上げ得ない林家が非常に多いという実情があるのでございます。また林家以外の林業事業体も、小規模な經營が圧倒的に多いのでございまして、これらの事業体の多くと林家のうちの大規模のもの及び国有林に雇用をされている林業労働者の数は、三十四年度で六十七万五千人に及んでおります。そうして、その賃金水準を類似の職種に従事いたします他産業労働者のそれと比較いたしましたとえば三十六年度のまあ伐木、造材、これは林業関係では、まず一番高いものでございますが、一日当たりの賃金を一〇〇としたしまして比較をいたしてみますと、鉱業が一三四それから製造業が一一一、建設業が一〇三となつておりますと、他産業の労働者のそれに比べまして一般に低い状態でございます。さらにはわが國の林業の実情におきましては、もとよりでございますが、社会保障の実態から見ましても、林業労働者は、他産業労働者と比較し

さいますが、私どもは将来の林業の
営のない手といたしまして、三つ
形態を考えまして、できるだけ多く
経営が、このにない手になるにふさ
しくなるような育成指導をすること
目的いたしておるのでござります。
その一ついたしましては、合理的
な経営規模を保持した家族労働力によ
る経営でございます。小径木の需要
増大ありますとか、早期育成、林業
技術の進歩でありますとか、農山村に
おきます就業動向、農業構造改善の要
性及びその進展等から見ますと、定
族労働力による経営は、林業経営の
ない手として、従来よりもさらに高め
評価をされてくるのではないかと思
のでござります。しかしながら、一概
に家族労働力による林業経営を合理的
に行ないますためには、その経営が能
みます農林業から得られる所得で自己
できます者ばかりでなく、ほぼ年年約
に林業生産活動が行なわれることが必
要になるかと思うのでございますが、
そのためには、林地の保有の基準は、地
方によつてそれぞれ異なりますが、お
むね五町歩程度の林地を保有すると
いうことが必要なのではないかといふ
ようなことも考へておるのでございま
す。こういったものでない限り、林業
の所得の少額なこと、及びあまりにも
間断性のために経営意欲に乏しいと
もに、経営能力、技術等の面に問題が
出てくるのではないかと思うのでござ
います。そういうことでございま
て、わが国の林家の90%余りが五町歩
未満の零細な林地しか持つております
せず、また、一町歩未満のものをとつ
てみましても百五十七万、全林家数の
半分以上を占めているわけでございま

す。こういった意味からも、規模を拡大していくくというようなことが必要になるかと思うでございます。

また二番目には、比較的大規模な雇用労働力による経営の問題でござりますが、この雇用労働力による林業の經營が、林業のない手になりますためには、企業的な、そうして近代的な經營を行なうことが必要であるかと思うのでございます。

三番目には、やはり国有林の經營の近代化、また企業的な經營ということが必要になるかと思うのでございま

す。そういう前提をお含みいただきまして、この林業、まことに長い御説明をいたしまして恐縮でございますが、これを御理解いただきたいとこの説明資料をございました。

この林業施策に関する説明資料で思ひでございます。この林業、まことに長い御説明をして、この林業、まことに長い御説明をいたしまして恐縮でございますが、これを御理解をいただきたいとこの説明資料をございました。

それから三番目には、先ほど申し上げました非常に多数にわたります家庭労働力による林業經營を近代化して、健全な発展を進めて参りますために、は、やはり經營規模の増大をして参りますために、分収造林の推進をはかりますとか、あるいは林地を取得いたしますとか、こういう問題について推進をして参らなければならんということです。それから林業の生産性の向上をはかりますために、林業の機械の導入をはかつて参らなければならぬわけですが、なぜますます入会林野の整理の問題でござります。この入会林野が非常に粗放におかれているという点を改善をいたしますために、この入学権といふものの近代化をはかつて参らなければならぬことがあります。それからこの基盤を整備をいたしまして、その次には、林道の維持管理の適正化について検討する。」こういうように書いてございます。一の(1)が、「林道の開設、改良を計画的に推進することと、わが国の森林の三分の一というものは、まだ未開発に残されているのでもうものも、従来の撤出路という狭い考

えを脱却いたしまして、このような山大していくくというようなことが必要になるかと思うでございます。

また、運搬機関、施設等の進歩によりまして、林道の構造等にも改善を加えて参らなければならないということがござります。

二番目は、この林道を保全、改良をいたしまして、また、災害の復旧をはかりますために、治山事業を強化して参らなければならぬ。

それから三番目には、先ほど申し上げました非常に多数にわたります家庭労働力による林業經營を近代化して、健全な発展を進めて参りますために、は、やはり經營規模の増大をして参りますために、分収造林の推進をはかりますとか、あるいは林地を取得いたしますとか、こういう問題について推進をして参らなければならんということです。

それから林業の生産性の向上をはかりますために、林業の機械の導入をはかつて参らなければならぬわけですが、なぜますます入会林野の整理の問題でござります。この入会林野が非常に粗放におかれているという点を改善をいたしますために、この入学権といふものの近代化をはかつて参らなければならぬことがあります。それからこの基盤を整備をいたしまして、その次には、林道の維持管理の適正化について検討する。」こういうように書いてございます。一の(1)が、「林道の開設、改良を計画的に推進することと、わが国の森林の三分の一といふのは、まだ未開発に残されているのでもうものも、従来の撤出路という狭い考

えを脱却いたしまして、このような山大していくくというようなことが必要になるかと思うでございます。

また、運搬機関、施設等の進歩によりまして、林道の構造等にも改善を加えて参らなければならないということがござります。

二番目は、この林道を保全、改良をいたしまして、その次には、林業の生産性の向上をはかつて参りたいと、いうふうに考えておる次第でござります。

また最近各方面に虫害、病害等を出て参つておるのでございますが、そういうことでござりますが、これは三十八年度にこの具体的な検討をいたしました予算を計上もいたしておる次第でござります。それからこの基盤を整備をいたしまして、その次には、林業の經營の高度化といふものをはかつて参らなければならぬことがあります。それからこの基盤を整備をいたしまして、その次には、林道の維持管理の適正化について、これが中心にいたしましてこの林業全般性の向上をはかつて参りたいと、いうふうに考えておる次第でござります。

また次に、主として家族労働力によります林業経営の発展、林業の生産性の向上に資しますために、森林組合が行ないます共同利用施設の設置、作業

の共同化等によりまして協業を助長を

して参りたい。この森林の零細な經營をさらに強力に進めなければならないといふことは、がたばらばらに經營をいたしております。

ましては、十分な高度化ができないわ

けでございまして、これを事業の共同化等を通じましてこの協業を助長をしていく。その一助といたしまして、先ほどの機械導入等も考えております。

また、また共同利用施設等の設置の融資等も進めて参つておるわけでございまして、また、林業技術の高度化及び企業

経営の近代化を促進をいたしましたために必要な試験研究、また普及体制を整備充実をして参らなければならぬと

ます。また、林業技術の高度化及び企業経営の近代化を促進をいたしましたためには、どうしてもこの人工林を増大をして参らなければならぬといふように考えておる次第でございま

す。

それから林業の生産性の向上をはかりますために、林業の機械の導入をはかつて参らなければならぬわけですが、なぜますます入会林野の整理の問題でござります。この入会林野が非常に粗放におかれているという点を改善をいたしますために、この入学権といふものの近代化をはかつて参らなければならぬことがあります。それからこの基盤を整備をいたしまして、その次には、林道の維持管理の適正化について検討する。」こういうように書いてございます。一の(1)が、「林道の開設、改良を計画的に推進することと、わが国の森林の三分の一といふのは、まだ未開発に残されているのでもうものも、従来の撤出路という狭い考

えを脱却いたしまして、このような山大していくくというようなことが必要になるかと思うでございます。

また最近とみに減つて参りました木炭の需要の問題でございます。しかし

万トン程度に落ちております。将来はながら、木炭の需要がかように一時三十年ごろまで二百万トン程度の需要があ

りましたのが、最近はすでに百三十万トン程度に落ちております。将来は

七十万トン程度になるのではないかと

あります。これは木炭の生産を

合理化いたしますといいますか、共同化をはかりまして、機械の導入をは

うことです。これは木炭の生産を

合理化いたしますといいますか、共同化をはかりまして、機械の導入をは

うことです。これは木炭の生産を

合理化いたしますといいますか、共同化をはかりまして、機械の導入をは

うことです。これは木炭の生産を

合理化いたしますといいますか、共同化をはかりまして、機械の導入をは

うことです。これは木炭の生産を

合理化いたしますといいますか、共同化をはかりまして、機械の導入をは

うことです。これは木炭の生産を

合理化いたしますといいますか、共同化をはかりまして、機械の導入をは

うことです。これは木炭の生産を

の共同化等によりまして協業を助長をして参りたい。この森林の零細な經營をさらに強力に進めなければならないといふことは、がたばらばらに經營をいたしておりません。

ましては、十分な高度化ができないわけでございまして、これを事業の共同化等を通じましてこの協業を助長をしていく。その一助といたしまして、先ほどの機械導入等も考えております。

また、また共同利用施設等の設置の融資等も進めて参つておるわけでございまして、また、林業技術の高度化及び企業経営の近代化を促進をいたしましたためには、どうしてもこの人工林を増大をして参らなければならぬといふように考えておる次第でございま

給につきましても、從来とから機械的に流れました供給の方法等も、十分に市場の情勢に応じまして短期的な価格の調整に資しられるよう供給を進めて参りたいというように考へておる次第でございます。また、森林組合その他いろいろございますが、林業に関する団体の整備強化をはからなければならぬのでございます。林業の發展及び林業従事者の地位の向上をはかりますためには、やはり森林組合その他林業に関する団体の整備をはかつて参らなければならぬといふように考へておるところでございます。また、國土の保全及び水資源の涵養の機能の確保の問題でございますが、森林の有します国土の保全、水資源の涵養の機能の確保をはかりますために、治山事業を計画的に推進をいたしまして、保安林の配備の適正化、また重要保安林の國による買入れの将来の継続等につきまして、検討をする必要があるのではないかと思ひます。

第六番目には、国有林の經營の合理化でございます。国有林につきましては、国有林に負わされた大きな使命はもちろんでございますが、先ほど申しあげました施策の一環として、その經營を合理化して参らなければならぬと考へておるのでございます。

最後に、行財政投融資の問題でございますが、行財政投融資を拡充をいたしましたとともに、林業に関する金融制度及び税制の改善をはかつて参らなければならぬというように考へておる

まことに冗長に失しまして恐縮でございましたが、少しつけ加えまして御説明を申し上げました次第でございます。

それから三ページの用途別の消費実

す。以上が林業施策に対する御説明でございます。

その次に、参考資料でございます。

三十八年三月七日林野庁とありますそれを簡単にこの表を御説明をして参りますと、これは第一ページの所有形態

ますと、これは第三ページの所有形態別森林資源現況は御説明するまでもないかと思いますが、國有林が七百七十万三千ヘクタール、それから民有林

が公有林と私有林に分かれています。さて、この民有林の総計が千六百九十四万二千ヘクタールでございまして、合

計が二千四百九十万、約二千五百万ヘクタール、大体國土の七割に当たるということでございます。蓄積から申しますと、約十九億立方メートルでござります。国有林は七百七十万で約面積三割でございますが、蓄積にいたしますと、九億と、民有林の九億六千で大体半々、蓄積は半々になるということです。

それから一ページの伐採面積及び伐採木材積の推移でございますが、これは昭和二十七年度から三十六年度までの伐採材積の推移を表わしたものでございます。まあこれはこれをごらんいただけで、総数のところだけ御説明申し上げますと、伐採面積では六十七万八千ヘクタールが昭和二十七年でございまして、三十六年度は若干減りまして、六十六万八千ヘクタールになります。それから伐採材積にござましては、この総数のところで用材、薪炭の経緯をごらんいただきますと、二十七年には六千八百万立方メートル、三十六年度には七千九百万立方メートルの伐採量になつておるわけでございます。

それから四ページの外材の材種別輸入量が出ておるのでございます。それから五ページの外材の材種別輸入量が出ておるのは、これは農業、林業、水産業、こういう一次産業の比較をしてございますが、これをごらんいただけておるわけでございます。それから九ページは保安林の現況でござります。これも特に御説明を申し上げるほどのところはございません。約三百八十七万ヘクタールが保安林に指定をされておるわけでございます。

それから十ページは、これら保有形態別の林業事業体数と森林面積ですが、これは国有林、民有林でございまして、事業体数の種類のところをごらんいただきますと、二百九十九万事業体がございます。で、その森林面積は、私有の森林面積が千四百万ヘクタールになつておるという

ことでございます。それから十一ページの林家の山林保有数、分別方数および面積でございます。これが、これは林家の規模別の戸数と面積でございますが、これを上からずつとな

りますと、これは第三ページの所有形態

ますと、これは第三ページの所有形態別森林資源現況は御説明するまでもないかと思いますが、國有林が七百七十万三千ヘクタール、それから民有林

が公有林と私有林に分かれています。さて、この民有林の総計が千六百九十四万二千ヘクタールでございまして、合計が二千四百九十万、約二千五百万ヘクタールでございまして、下の

と、非常に躍動的にふえておるわけでございます。逆に坑木等につきましては減っています。昭和二十七年が三百三十万

立方米メーターが三十六年には二百四十万立方メーターでござります。

それから林道の現況でございますが、七番目の表は林道はこれはごらんいただくとおりでございまして、国有林、民有林を合わせまして七万四千九百キロメーターということでございます。内訳はごらんのとおりで、ごらん

いただきたいと思います。

それから次の八ページの林道の開設実績でございますが、これは二十七年から三十六年にわたりまして補助林道、民有林の補助林道、融資、県単その他林道、それから国有林の林道それ

をあげてございます。やはりこの表か

ら見ましても、小さい耕地の保有者は比較的山林の保有面積も大きい、大きい耕地の保有者は比較的山林面積の保

有量も大きいというような傾向が現われておるかと思うでございます。

それから十三ページでございますが、これはただここへ御説明にあげてあるのでございますが、林家以外の事業体の持つております森林でございま

すが、これも思ったよりこの規模の小さいものが非常に多い、会社、共同、団体、社寺その他にいたしましても、

庄倒的に多いのはやはり規模の小さい

ものが多いでございます。

それから十四ページは、これは保有林の面積別の人工林化の比率でござりますが、大体この人工林化と申

りますが、人工林になつております比率といふものは、どの階層でもほぼ似たようなものでございます。左から二行目の樹林地に対する人工林率でござります。これは大体平均で三五・五%でございますが、これを上からずつとな

りますと、これは第三ページの所有形態別森林資源現況は御説明するまでもないかと思いますが、國有林が七百七十万三千ヘクタール、それから民有林

が公有林と私有林に分かれています。さて、この民有林の総計が千六百九十四万二千ヘクタールでございまして、合計が二千四百九十万、約二千五百万ヘクタールでございまして、下の

と、非常に躍動的にふえておるわけでございます。逆に坑木等につきましては減っています。昭和二十七年が三百三十万

立方米メーターが三十六年には二百四十万立方メーターでござります。

それから林道の現況でございますが、七番目の表は林道はこれはごらんいただくとおりでございまして、国有林、民有林を合わせまして七万四千九百キロメーターということでございます。内訳はごらんのとおりで、ごらん

いただきたいと思います。

それから次の八ページの林道の開設実績でございますが、これは二十七年から三十六年にわたりまして補助林道、民有林の補助林道、融資、県単その他林道、それから国有林の林道それ

をあげてございます。やはりこの表か

ら見ましても、小さい耕地の保有者は比較的山林の保有面積も大きい、大きい耕地の保有者は比較的山林面積の保

有量も大きいというような傾向が現われておるかと思うでございます。

それから十三ページでございますが、これはただここへ御説明にあげてあるのでございますが、林家以外の事業体の持つております森林でございま

すが、これも思ったよりこの規模の小さいものが非常に多い、会社、共同、団体、社寺その他にいたしましても、

庄倒的に多いのはやはり規模の小さい

ものが多いでございます。

それから十四ページは、これは保有林の面積別の人工林化の比率でござりますが、大体この人工林化と申

りますが、人工林になつております比率といふものは、どの階層でもほぼ似たようなものでございます。左から二行

目の樹林地に対する人工林率でござります。これは大体平均で三五・五%でござりますが、これを上からずつとな

りますと、これは第三ページの所有形態別森林資源現況は御説明するまでもないかと思いますが、國有林が七百七十万三千ヘクタール、それから民有林

が公有林と私有林に分かれています。さて、この民有林の総計が千六百九十四万二千ヘクタールでございまして、合計が二千四百九十万、約二千五百万ヘクタールでございまして、下の

と、非常に躍動的にふえておるわけでございます。逆に坑木等につきましては減っています。昭和二十七年が三百三十万

立方米メーターが三十六年には二百四十万立方メーターでござります。

それから林道の現況でございますが、七番目の表は林道はこれはごらんいただくとおりでございまして、国有林、民有林を合わせまして七万四千九百キロメーターでございます。内訳はごらんのとおりで、ごらん

いただきたいと思います。

がめていただきましても、おおむねそれが程度のところでございます。ただ、規模の非常に小さいものになりますと、たとえば人工林が全くないというのが半分もあるというような階層があるわけでございます。また、八〇%以上も人工林になつていてのが一番低い層では三割以上もあるというよろんな、この辺は非常に不ぞろいでござりますが、大体全体を通じまして三五%程度は人工林化されているということを申し上げられるかと思うのでござります。

それから、その次の十五ページでござりますが、これは入会関係、慣行共有山林の所有面積広狭別事業体数および面積でございます。これは入会関係の山林の規模を御説明を申し上げたものでございまして、事業体数が総数で十万あるわけでございます。それで零細なものもかなり多いわけです。四万五千も零細な、一町歩未満のものがあるということでござります。これは、これで御説明になるかと思います。

それから十六ページのこれも入会関係の御説明でございますが、これは権利者の数と面積でございます。事業体数と、それからその次に権利者がどのくらいいるかということでござりますが、総数にいたしますと、七百万程度の権利者がいるわけでございまして、一事業体当たりの平均で申し上げますと、権利者は六十六人、面積は一事業体当たり十四町余り、権利者一戸当たりの平均面積は二反二畝ということがあります。

それから、その次も入会関係の慣行共有山林の名義がどんなふうになつてゐるかということでございます。この

名儀はいろいろな名儀になつております。して、個人名儀、会社名儀、共有、団体、社寺、組合、字名、旧市町村、財産区、いろいろなまちまちなものになつております。それで、それがかような分類になつておりますが、共有が一番多いということはもちろんでございますが、かような複雑なものになつてゐるわけでございます。

それから、その次は、人工造林の実績でございますが、人工造林は補助の造林、それから融資の造林、それから全く自力の造林、それから水源林造林、こういういろいろな方法で造林が進められているのでございますが、大体三十六年度におきまして、総数で、人工林だけでございますが、三十三万七千ヘクタール、国有林が七万五千ヘクタール、平均いたしまして、最近十年余りで三十万ヘクタール前後の造林が行なわれているということでござります。

それから林業人口の推移でございま
すが、これは大正九年から拾いまし
て、三十五年までの推移をとびとびに
出しているのでございますが、これは
國勢調査の結果を申し上げるわけでございまして、林業及び狩猟業、こうい
うものが大正九年には十八万九千だつ
たのが、三十五年には四十五万、倍以
上にふえてきているわけでございま
す。男女別に見ますと、かようなこと
になつております。

それから二十ページは、木材市売市
場の規模別の数字をここにあげてある
のでござりますが、単式、複式市場を
十五、複式が二十九という企業体数が
出ております。市場数は単式が四百六

十九、複式が五十五ということになつております。それから次の二十一ページをこちらをいただきますと、製材工場の規模別の数字でございますが、これは最近は馬力でなくして、キロ・ワットであれしてございますが、この七・五キロ・ワットというものが從来の十馬力でござります。七・五から二二・五が十から三十、その次が三十から五十、五十から百、こうごらんいただきますといふと思ひますが、そういう規模別の配列をここでやつておるのでございますが、馬力別に見ますと、大型のものがふえてきている。普通は、工場数は減つてきているというような傾向が出ておるわけでございます。以上がこの資料の御説明でございます。

それから次は、森林組合併助成法案参考資料をごらんいただきたいと思ひます。

まず一番目の都道府県別施設組合の現況でございます。一番下の欄をごらんいただきますと、組合の総数が府県別にあげてございますが、三千七百十三で、その右が調査表提出組合数というので、総計で三千五百九十四というのがござります。これは注のところをごらんいただきますと、昭和三十六年度森林組合一齊調査の結果によると書いてございますが、その調査の調査表を提出した組合数がこの右の欄でござります。で、それによってこの次からの資料ができるわけでございます。

一組合の総面積が一千百二十九万二千ヘクタール、それから一組合の平均面積が三千百四十二ヘクタール、それから常勤役職員数が、常勤役員が千三百八十四、職員が六千八百二十で、平均

一組合当たり二・三人こういうことになつております。
それから御要求の活動組合、中間組合、不振組合というのは、まことにどうもちよとおかしな表現でございま
すが、一応下に書いてござりますよう
な経済事業、販売、林産、加工、購
買、義苗、こういったような事業の取
り扱い高が五百万以上の組合を活動組
合、それから中間組合と申しますの
は、それ以下で百万以上、不振組合と
いうのは百万未溝の組合、こういうふ
うに考えて分けてみますと、大体活動
組合が三〇%、中間組合が三〇%、不
振組合が四〇%、こういうような形に
なるかと考えます。
それから農林漁業金融公庫の林業関
係の資金の貸付残高でございますが、
これは三十六年度末のものをあげてござ
いますが、造林、林道、伐採調整及
び林業經營維持改善、それから共同利
用施設、合わせまして二百六十三億三
千五百万ということになつております。
それから施設森林組合の借入金の借
入先別の金額でございますが、これは
ただし、政府資金を除いております。
借入組合数が短期借入金に関するもの
が千六百七十七組合で、農中からの借
入額が十六億八千余万円、連合会から
の借入金が二億三千八百余万円、市中
銀行からの借入金が六億五千三百万
農協からの借入金が八億二千九百万
余、それからその他から、これは正規
の金融機関以外からの借入額でござ
ますが、五億二千九百万、こういうこ
とになつております。

うち二億五千万円が政府で他は民間出資など、いろいろございましたが、最近は、私、よく模様は知りませんけれども、政府以外の民間出資のはうはなかなか集まつてないので、当初の五億の計画は、まだ完成してないのじやないかと思うのですが、このほうは一応、話がついて、準備が進んでいるのですか。それとも、法律ができるから手配をして、募集といいますか、集め段取りに入るのですか。その間の消息をひとつ、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(吉村清英君) これは一応

五億になりますと、業務の開始ができるようになります。それで、私どもといたしましては、七億は三十八

年度末と、こういうことに予想をいたしております。それでは、五億はいつ

ごろの見込みかということになりますが、いろいろ政令その他の準備もございまして、さらに、基金自体の設立の

準備もござりますので、大体十月ごろ

というように予想をいたしております。したがいまして、この基金の募集等につきましては、まだ着手をいたし

ておりません。この法案の御審議を終えておりません。

○梶原茂嘉君 次は、危険の見込み、

リスクをどういうふうに見ておられる

かであります。もちろん、これは、実際にやつてみないと、なかなか固まりませんけれども、初めに、保証料の算定であるとかいうときには、一応見込み

資と、いうことでございましたが、最近は、私、よく模様は知りませんけれども、政府以外の民間出資のはうはなかなか集まつてないので、当初の五億の計画は、まだ完成してないのじやないかと思うのですが、このほうは一応、話がついて、準備が進んでいるのですか。それとも、法律ができるから手配をして、募集といいますか、集め段取りに入るのですか。その間の消息をひとつ、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(吉村清英君)

これは、一般的に回ることになる。一般経費のほうは、基金の運用益でまかな

う、こういうお話しですから、相当地

スくは低く見ているのじやなかろうか

と思うのですが、その点は、どう

うでしょうか。

○説明員(厚味莊之助君) ただいま、危険率について、私たち考えておりま

するの、保証額の〇・五%程度と、

かように考えておる次第でございま

す。

○梶原茂嘉君 ○・五%，そうします

ると、かりに五億で出発ですから、五

億の十倍は五十億、五十億の〇・五%

ですか。そうなりますか。そうすると

二千五百万ですか。そういう計算なん

ですか。

○説明員(厚味莊之助君) 保証額の残

高が五十億になった場合には、さよう

な計算に相なります。

○梶原茂嘉君 これは何かそういう実

績的な調査を基礎にしての数字でしょ

うか。それとも一応の目分量からきた

○説明員(厚味莊之助君) ちょっと

お聞きなさいました。その結果、

だら、そのままでいいじゃないか

と、ほかに何か特別なものはないかと

の対象になる面は正常の金融機関の正

常なる金融に乗らない分、これはかれ

これ三百億ぐらいある。これが主とし

て対象になるというふうに説明された

けれども、長官のお話ではこの保証

の対象になる面は正常の金融機関の正

常なる金融に乗らない分、これはかれ

これ三百億ぐらいある。これが主とし

て対象になるというふうに説明された

かと思うのであります。あるいは聞き

間違いであるかもわかりませんが、そ

うしますと、これは非常にリスクを多

く見なければ通常の正常なる金融に乗

らないものですから、信用力也非常に

薄い。したがって、非常にリスクを多

く見なければならないと、こう思うので

あります。私はそういう従来の正常な

金融に乗らないようなものを対象にす

るということが、はたして可能なのか

どうか。技術的にそういうものをより

分け、それを対象にして、信用力が

相当あるものは除外するというような

ことは、どういう技術でそういうこと

ができるのか、実際はそういう区別は

できないのじやないか。気持はそこに

あつても、結局はおそらく、これは二割

以上の金額の貸し出しの実績等を勘案いた

しまして、おおむねかような率で適当

であるかと、かように考えたわけで

あるものが出てくるので、長官の言わ

れたのですけれども、私は保証料はで

何か基礎があるでしょうか、その点を

一つお伺いしたいと思います。

を立てられたかと思ひます。それで、

先ほどのお話して、森委員の御質問に

対して、保証料は二厘ということで、

この種の信用保証制度で、保証料二厘

というの、比較いたしますと、非常

にむしろ、一厘という例は珍しいので、

はないかと思うのであります、長官

の説明では、この保証料からくる面

が、補てんに回ることになる。一般経

費のほうは、基金の運用益でまかな

う、こういうお話しですから、相当地

スくは低く見ているのじやなかろうか

と思うのですが、その点は、どう

うでしょうか。

○梶原茂嘉君 農林関係のこの種の制

度、酪農、中小漁業ですか、それから

開拓融資等があるわけです。いずれも

高いのですね。二厘というところはは

かないとと思うのです。中小企業でも

御承知のように、四、五厘から、高い

のは八厘ぐらいかと思います。したが

いまして、その中小漁業関係は、相

当で基金も食っていると聞いておりま

す。その程度で済むのかどうか、こ

れはやつてみなければわかりません

が、そこで、私たち伺いたいのは、こ

れは天田委員の質問に関連するのです

けれども、長官のお話ではこの保証

の対象になる面は正常の金融機関の正

常なる金融に乗らない分、これはかれ

これ三百億ぐらいある。これが主とし

て対象になるというふうに説明された

かと思うのであります。あるいは聞き

間違いであるかもわかりませんが、そ

うしますと、これは非常にリスクを多

く見なければ通常の正常なる金融に乗

らないものですから、信用力也非常に

薄い。したがって、非常にリスクを多

く見なければならないと、こう思うので

あります。私はそういう従来の正常な

金融に乗らないようなものを対象にす

るということが、はたして可能なのか

どうか。技術的にそういうものをより

分け、それを対象にして、信用力が

相当あるものは除外するというような

ことは、どういう技術でそういうこと

ができるのか、実際はそういう区別は

できないのじやないか。気持はそこに

あつても、結局はおそらく、これは二割

以上の金額の貸し出しの実績等を勘案いた

しまして、おおむねかのような率で適當

であるかと、かのように考えたわけで

あるものが出てくるので、長官の言わ

れたのですけれども、私は保証料はで

何か基礎があるでしょうか、その点を

一つお伺いしたいと思います。

あります。

○梶原茂嘉君 農林関係のこの種の制

度、酪農、中小漁業ですか、それから

開拓融資等があるわけです。いずれも

高いのですね。二厘というところはは

かないとと思うのです。中小企業でも

御承知のように、四、五厘から、高い

のは八厘ぐらいかと思います。したが

いまして、その中小漁業関係は、相

当で基金も食っていると聞いておりま

す。その程度で済むのかどうか、こ

れはやつてみなければわかりません

が、そこで、私たち伺いたいのは、こ

れは天田委員の質問に関連するのです

けれども、長官のお話ではこの保証

の対象になる面は正常の金融機関の正

常なる金融に乗らない分、これはかれ

これ三百億ぐらいある。これが主とし

て対象になるというふうに説明された

かと思うのであります。あるいは聞き

間違いであるかもわかりませんが、そ

うしますと、これは非常にリスクを多

く見なければならないと、こう思うので

あります。私はそういう従来の正常な

金融に乗らないようなものを対象にす

るということが、はたして可能なのか

どうか。技術的にそういうものをより

分け、それを対象にして、信用力が

相当あるものは除外するというような

ことは、どういう技術でそういうこと

ができるのか、実際はそういう区別は

できないのじやないか。気持はそこに

あつても、結局はおそらく、これは二割

以上の金額の貸し出しの実績等を勘案いた

しまして、おおむねかのような率で適當

であるかと、かのように考えたわけで

あるのが出てくるので、長官の言わ

れたのですけれども、私は保証料はで

何か基礎があるでしょうか、その点を

一つお伺いしたいと思います。

す。今後の各種の信用保証制度の保証料

は非常に高いと思うのです。もちろ

ん、業態によってはそれだけ取ら

ないといふ

といふとまかないがつかないとい

ういう

こと

あります。

○梶原茂嘉君 農林関係のこの種の制

度、酪農、中小漁業ですか、それから

開拓融資等があるわけです。いずれも

高いのですね。二厘というところはは

かないとと思うのです。中小企業でも

御承知のように、四、五厘から、高い

のは八厘ぐらいかと思います。したが

いまして、その中小漁業関係は、相

当で基金も食っていると聞いておりま

す。その程度で済むのかどうか、こ

れはやつてみなければわかりません

が、そこで、私たち伺いたいのは、こ

れは天田委員の質問に関連するのです

けれども、長官のお話ではこの保証

の対象になる面は正常の金融機関の正

常なる金融に乗らない分、これはかれ

これ三百億ぐらいある。これが主とし

て対象になるというふうに説明された

かと思うのであります。あるいは聞き

間違いであるかもわかりませんが、そ

うしますと、これは非常にリスクを多

く見なければならないと、こう思うので

あります。私はそういう従来の正常な

金融に乗らないようなものを対象にす

るということが、はたして可能なのか

どうか。技術的にそういうものをより

分け、それを対象にして、信用力が

相当あるものは除外するというような

ことは、どういう技術でそういうこと

ができるのか、実際はそういう区別は

できないのじやないか。気持はそこに

あつても、結局はおそらく、これは二割

以上の金額の貸し出しの実績等を勘案いた

しまして、おおむねかのような率で適當

であるかと、かのように考えたわけで

あるのが出てくるので、長官の言わ

れたのですけれども、私は保証料はで

何か基礎があるでしょうか、その点を

一つお伺いしたいと思います。

ます。

○梶原茂嘉君 農林関係のこの種の制

度、酪農、中小漁業ですか、それから

開拓融資等があるわけです。いずれも

高いのですね。二厘というところはは

かないとと思うのです。中小企業でも

御承知のように、四、五厘から、高い

のは八厘ぐらいかと思います。したが

いまして、その中小漁業関係は、相

当で基金も食っていると聞いておりま

す。その程度で済むのかどうか、こ

れはやつてみなければわかりません

が、そこで、私たち伺いたいのは、こ

れは天田委員の質問に関連するのです

けれども、長官のお話ではこの保証

の対象になる面は正常の金融機関の正

常なる金融に乗らない分、これはかれ

これ三百億ぐらいある。これが主とし

て対象になるというふうに説明された

かと思うのであります。あるいは聞き

間違いであるかもわかりませんが、そ

うしますと、これは非常にリスクを多

く見なければならないと、こう思うので

あります。私はそういう従来の正常な

金融に乗らないようなものを対象にす

るということが、はたして可能なのか

どうか。技術的にそういうものをより

分け、それを対象にして、信用力が

相当あるものは除外するというような

○説明員(厚味莊之助君) 御指摘になつた二十倍の算出の的確なる基礎と申しますか、さようなものはありませんけれども、ただ、かような類似の既存の機関におきまして行なつておる実例等を見まして、たとえば畜産振興事業團におきましては、仰せのとおり十倍になつております。それから開拓融資保証協会においては十五倍、それから中小の信用保証協会等におきましては、これは金額で個人、法人について七百万円だと、まあいろいろでございますが、あれこれいろいろ勘案いたしまして、林業の融資を受けるものの信用力等をあわせ考えて、二十倍見当ではいかがかとただいまさようと考えております。長官がさつき御答弁申し上げましたとおり、業務方法書の際等においてさらによく検討した上でお答えいたしたいと思います。

か、大きな期待が持てないような感じがするのであります、やはりこれと同時に、林業金融全体についての検討が行なわれて、そうしてこの制度が全体の中でもよく機能を発揮するようを持つていいかないというと、何といいますかそれから作りましても、さしたる効果がないということも残念に思うのであります。そういう点の検討を今後お願ひいたしたいと思います。これで私の質問を終わります。

○安田敏雄君 先ほど資料説明につきましては、説明を受けただけですかね、資料に対する質問はきょうは一応保留いたしまして、どうも私から始終資料を要求するのはおかしいけれども、この前は私は合併法についての資料要求をしたが、実は理事のほからぬうに連絡が悪くて一括審議ということを知らなかつたわけです。

そこで林業信用基金法についての資料を二、三お願いいたしたいと思いますが、まず第一に、本法では、資本金一千円、従業員三百人以下というのは、この保証の対象になるわけですけれども、それ以上の資本金一千円以上にあるいは三百人以上の林業者というのは、大体どのくらい数量があるか、それからその以下の、その境の以下のところを、ひとつ、わかりますか。わからなければ上だけでもいいですよ。

○政府委員(吉村清英君) はい、わかりました。

○安田敏雄君 そうしてその中で一番から、大きな林業者から大体十億くらいをひとつ、どういふところが大きいかわからないから、一番大きな林業者です。それは資本金で大きいのですか、それとも人数で大きいのですか。

○政府委員(吉村清英君) 資本金でし
ょうね。
○安田敏雄君 それから次に、実は私
どもこの林業のことはよくわからない
のですが、この際知つておきたいわけ
ですが、国有林の売却を受けた林業者
でもつて、大休年間一番売却を受ける
業者は、どのくらいの額を受けるの
か。一番目ぐらいのところまでわかり
ますか。
○政府委員(吉村清英君) 捨えればわが
りますが、これはちょっと手間がかかる
ります。
○安田敏雄君 ジヤ、これはいつでも
いいです。この際知つておきたい。
それからその次に、ついでにその前
の表の中に、一千万円以上、三百人以
上の林業者への融資総額、これはわが
りますか。
○政府委員(吉村清英君) ちょっとわ
からないです。
○安田敏雄君 じゃ、わからなければ
いいです。
その次に、本法の運用の根幹となる
べきものは、業務方法書が一番問題だ
らうと思うのですよ。したがつて、業
務方法書についての何か最終決定でな
くとも、現在きめられておる、あなた
方が考えておる、これは設立委員会が考
えなければならぬのですけれども、
大体腹案があるわけですですから、ありま
したら、ひとつ参考までに見しておいた
だきたい。
それから最後に、実は中央森林審議
会で林業振興に関する基本的施策につ
いての答申、これと、それから森林組
合に対する第三次中間答申、これをひ
とつお願ひしたいと思いますが、あり
ましたら……。

○政府委員(吉村清英君) あります。
○安田敏雄君 以上です。
○委員長(櫻井志郎君) 本日は、この程度とし、これをもつて散会いたします。
午後四時十二分散会

係る農作物共済掛金国庫負担割合を乗じて得た金額（第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない次項の組合等の組合員等に係る当該共済目的の種類については、その金額から、その金額に第八十六条第一項の規定により主務大臣が定める割合を乗じして得た金額を控除して得た金額）に相当する金額を負担する。

前項の農作物共済掛金国庫負担割合は、共済目的の種類ごとに、農業共済組合又は第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村（以下組合等と総称する。）に係る第百七条第三項の農作物基準共済掛金率をそれぞれ別表の上欄に掲げる各級に区分して、逐次に当該下欄に掲げる割合を乗じて得た率を合計して得た率（別表に定めのある農作物以外の共済目的の種類については、組合等に係る同項の農作物基準共済掛金率を基礎として政令で定めるところにより算出される率）を同項の農作物基準共済掛金率で除して得た商に相当する数とする。

國庫は、蚕繭共済につき、共済目的の種類ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者の住所の存在する第二百八条第一項の区域又は地域の属する危険階級の蚕繭基準共済掛金率及び当該都道府県に係る蚕繭共済掛金国庫負担割合を乗じて得たものを号に掲げる率を合計して得たものを

当該都道府県に係る第百八条第二項の奨励共済掛金標準で除して得た商に相当する数とする。

一 当該都道府県の第百八条第四項第一号の奨励通常共済掛金標準率の二分の一

二 当該都道府県の第百八条第四項第二号の奨励異常共済掛金標準率の二分の一

三 当該都道府県の第百八条第四項第三号の奨励超異常共済掛金標準率

第一項又は第三項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

第十三条第一項中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「農業共済組合又は第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村（以下組合等と総称する。）」を「組合等」に改め、「共済掛金の一部に充てるため」の下に「政令の定めるところにより」を加え、同条第二項中「一部」を「全部若しくは一部」に改める。

第十三条の三中「第十二条第二項」を「第十二条第五項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第一項中「政令の定めるところにより当該組合等に」とあるのは「当該組合等に」と読み替えるものとする。

第十四条の二 国庫は、政令の定めるところにより、毎会計年度予算の範囲内において、第八十五条第四項（第十八条の七において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣が

指定した組合等に対し、当該組合等の行なう農作物共済の共済目的の種類たる水稻についての病虫害の防止に要する経費の一部を補助することができる。

前項の規定による補助金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

し、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 業務を営む者

「又は第二号」を加え、「(以下第一

但し、耕作の業務及び養蚕の業務を資格者という。」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ことに、耕作の業務を営む者についてはその営む同項第一号の農作物ごとに、耕作の業務を営む者について

び夏秋蚕繭ごとの当該業務の規模
と、その当該業務の規模、蚕糞の業務を
営む者についてはその営む春蚕繭及

が、いずれもその農作物ごと又はその蚕繭ごとに政令の定めるところによる

より都道府県知事が定める基準に達していない者については、この限りでない。

第十六条第二項を次のように改め
る。

左の各号の一に該当するときは、
当該各号に掲げる者についても、ま
た前項本文と同様とする。但し、當

該農業共済組合が第八十五条第三項
前段又は第七項の規定によりその農
作物共済又は蚕繭共済において前条

第一項第二号の農業共済若しくは夏秋蚕繭のいれかをその共済目的の種類としない場合において、その現に行なつてゐる農作物共済若しくは蚕繭の共済の共済目的の種類とされている農作物若しくは蚕繭についてその當も当該農作物ごと若しくは当該蚕繭ごとの耕作若しくは養蚕の業務の規模がいずれも前項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない第一号に規定する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者又はこれらの者となるに至つた者及び当該農業共済組合が第八十五条第二項後段又は第七項の規定により農作物共済又は蚕繭共済を行なつてない場合において、その行なつてない共済事業についての同号に規定する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者又はこれらの者となるに至つた者については、この限りでない。

一 農業共済組合が合併によつて設立されたとき。

前条第一項第一号に該当して同項の規定により当該農業共済組合の組合員たる資格を有する者で前項但書に規定する者以外のもの（以下第一号加入資格者という。）及び同条第一項第二号に該当して同項の規定により当該農業共済組合員たる資格を有する者で前項但書に規定する者以外のもの（以下第二号加入資格者という。）

二 農業共済組合が成立した後に、組合員ではない者が第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者となるに至つたとき、又は組合員でない第一号加入資格者若しくは第

二号加入資格者について、当該農業共済組合が現に行なっている農作物共済若しくは蚕蘭共済の共済目的の種類とされている農作物若しくは蚕蘭についてその當む当該

農作物こと若しくは当該蚕闇ことの耕作若しくは養蚕の業務の規模のいずれかが前項但書の規定によ

のいづれかが前項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達することとなるに至つたとき。

その第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者となるに至つた者又はその基準に達する二ヒトな

るに至つた第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者

第十六条第四項中「左に掲げる者」を「組合員たる資格を有する者」に改め、各号を削り、同条第二項の次に次

第八十五条第三項に規定する農業の一項を加える。

共済組合が同項の規定により、その共済目的の種類としていない農作物

表しくは蚕繭をその農作物共済若しくは蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、又

は前条第一項第一号の農作物の全部
若しくは一部若しくは春蚕繭若干しく
は夏秋蚕繭の全部若しくは一部之に

は夏秋蚕繭の全番若しくは一部をその共済目的の種類として農作物共済若しくは蚕繭共済を行なうことと

なつたときは、組合員でない第一号加入資格者又は第二号加入資格者

当該農作物が大豆又は春蘭豆沙に
おいてその共済目的の種類とされる
こととなつた同号の農作物又は春蚕

繭若しくは夏秋蚕繭につき耕作又は
養蚕の業務を當むもののうち、その
者より当該繭を三枚は名義受領し、

管も当該製作物ごと又は当該登録ごとの当該業務の規模のいずれかが第

事業」の下に「の種類及びその種類別の共済目的の種類」を加え、同項第八号中「選挙」の下に「又は選任」を加え、同条第三項中「その旨」の下に「、総代の選挙につき選挙区を設けることとしたときは選挙区に関する事項」を加える。

農員」の下に「(法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。)」を加える。

とができ、また、前条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部又は同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部を共済目的の種類として農作物共済又は蚕繭共済を行なうことができる。その区域における水害に係る病害の防止のため必要な施設が整備されると共に、その区域における水害に係る病害の防止のため必要な施設が整備される。

二、当該合併の際、合併組合のすべ
てが行なう農作物共済又は蚕繭共
済において、共通してその共済日
的の種類とされていない前条第一
項第一号の農作物又は同項第二号
の蚕繭があるときは、同項の規定

いた農業共済組合であるときは、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立した農業共済組合は、当該合併の時において、同項の規定による指定を受けたものとする。

第三十一条第九項中「組合員が組合業共済組合にあっては法人たる組合員等であるときは、その組合員等」を「農業共済組合にあっては法人たる組合員等を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会にあっては組合員たる組合等の組合員等で法人でないもの、組合員たる組合等の組合員等である法人の業務を執行する役員又は組合員たる市町村の職員とする。」に、「同意者が組合員等であるときは、その組合員等」を「農業共済組合にあっては法人たる同意者を除き、同意者たる法人の業務を執行する役員等である法人の業務を執行する役員又は同意者たる市町村等の組合員等でないもの、同意者たる組合等の組合員等である法人の業務を執行する役員とする。」に改め、同条第八項の次に次の二項を加える。

に次の十項を加える。

農業共済組合は、農作物共済又は
蚕繭共済の一の共済目的の種類につ
き、当該農業共済組合の組合員の當
む当該種類についての耕作又は養蚕
の業務の總体としての規模が主務大
臣の定める基準に達しないことその
他当該種類を共済目的の種類としな
いことについて政令で定める相当の
事由があるときは、前条第一項の規
定にかかわらず、その農作物共済又
は蚕繭共済において、当該種類とし
ないことができる。この場合におい
て、その農作物共済又は蚕繭共済に
おいて同項第一号の農作物の全部又
は同項第二号の蚕繭の全部を共済目
的の種類としないこととなるとき
は、前項の規定にかかわらず、当該
農業共済組合は、農作物共済又は蚕
繭共済を行なわないものとする。

れ、その他その防止が適正に行なわれる見込があるものとして主務大臣が都道府県知事の意見を聞いて指揮する農業共済組合の行なう農作物生産においては、前条第一項の規定にかかわらず、水稲につき、同項第一号の共済事故のうち病虫害（政令で定めるものを除く。以下同じ。）を共済事故としないものとする。

前項の規定による指定は、農業共済組合の申請に基づいてするものとする。

農業共済組合は、前項の申請をするには、あらかじめ総会の議決を経なければならない。

農業共済組合が合併した場合において、その合併前の農業共済組合（以下本条において合併組合という。）の全部又は一部が第三項に規定する農業共済組合であつたとき

にかかるわらず、その共通して其済目的の種類とされていない農作物又は蚕繭は、農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としない。

の一部が第四項の規定による指定(?)に限る。)において、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併による場合に於て設立する農業共済組合の行なう農作物共済の共済目的の種類たる水稲につき、当該合併後最初に始まる第百十一条第一号に掲げる期間から病害害を共済事故としないこととするときは、その合併によるとする農業共済組合が、共同して、主務大臣に対し当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立する農業共済組合について同項の規定による指定をすべき旨の中止することができる。この場合には、その合併しようとする農業共済組合は、あらかじめ総会の議決を経なければならない。

役員は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員が総会（創立当時の役員は、創立総会）において選任することができる。

第四十五条の二第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

第五十一条第一項及び第二項中「組種類を変更するためにする定款の変更の議決

前項前段若しくは第七項の規定によりその農作物共済若しくは蚕繭共済において前条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部を共済目的の種類としない農業共済組合又は前項後段若しくは第七項の規定により農作物共済若しくは蚕繭共済を行なわない農業共済組合は、必要があるときは、その共済目的の種類としている農作物又は蚕繭をその農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とするこ

は、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によって設立した農業共済組合のその合併当時における農作物共済及び蚕繭共済については、次の各号の区分により当該各号に掲げるところによる。

一　当該合併の際、合併組合のすべてにつき共通して農作物共済又は蚕繭共済が行なわれていないときは、第一項の規定にかかわらず、その共通して行なわれていない生業事業と同種の共済事業は、行な

作物又は蚕繭は、農作物共済又は蚕繭共済において、その共済目的の種類としない。

四 前各号に掲げる場合を除き、前条第一項第一号の農作物のすべてを共済目的の種類とする農作物共済及び同項第二号の蚕繭のすべてを共済目的の種類とする蚕繭共済を行なう。

農業共済組合が合併した場合において、合併組合の全部が当該合併の際第四項の規定による指定を受けて

には、第四十三条第一項の規定を準用する。

この法律に規定するもののほか、第三項に規定する農業共済組合が合併する場合の手続及び当該農業共済組合又は第四項の規定による指定を受けた農業共済組合が合併した場合の合併組合についての農作物共済は、蚕飼共済の共済関係に係る経過措置に関する必要な事項は、命令で定める。

第八十五条の三の二 市町村の共済事業の実施に関する条例には、第三十一条第一項第五号の二乃至第七号及び第八号の二乃至第十号に掲げる事項、共済事業の実施区域並びに共済関係の成立及び消滅に関する事項を規定しなければならない。

第八十五条の四第一項中「前条第四項」を「第八十五条の三第三項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「家畜共済関係」を「当該共済関係」に改め、同項第三項中「家畜共済関係」を「當該共済關係」に改め、同項第六項中「任意共済関係」を「當該共済關係」に改め、同項第七項中「家畜共済又は任意共済の共済関係」を「家畜共済又は任意共済關係」に改め、同項第八項中「前条第四項」を「第八十五条の三第三項」に改め、同項第九項中「前条第五項」を「第八十五条の五中「前三条」を「この法律」に改める。

第八十五条の六第四項中「第八十五条の三第五項及び第六項」を「第八十五条の三第四項及び第五項に改める。

第八十五条の七中「第八十五条第一項」を「第八十五条第一項乃至第九項及び第十一項」に、「とあるのは、」をとあるのはに、「読み替える」を「第十八条第二項中「当該農業共済組合の組合員」とあるのは「当該市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済關係の存する者」と、「前条第一項」とある。

る。市町村が第八十五条第三項に規定する農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により第八十五条の三第一項の認可を受けて新たに共済事業を行なう場合のその共済事業の開始当時における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、前条において準用する第八十四条第一項又は第八十五条第一項の規定にかかわらず、左の各号の定めるところによる。

一 一個の農業共済組合からの申出により其済事業を行なう場合における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、当該共済事業の実施に係る第八十五条の三第三項の公示（同項第五項の公示を含む。）があつた際、当該農業共済組合が農作物共済又は蚕繭共済を行なつてないときは、その行なつてない共済事業と同種の共済事業は行なわないものとし、当該農業共済組合がその行なつてない農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としているときは、その共済目的の種類としている農作物又は蚕繭は当該市町村の農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としないものとする。

二 二個以上の農業共済組合からの申出により共済事業を行なう場合における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については第八十五条第七項の規定を準用するものとする。この場合において、同項第

一号から第二号までの規定中「該合併の際」とあるのは「当該市町村の共済事業の実施に係る第八十五条の三第三項の公示（同項第五項の公示を含む。）があつた際」、と、「合併組合」とあるのは「当該市町村に第八十五条の二第一項の申出をした農業共済組合」と、同項第一号中「第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項」と、同項第二号及び第三号中「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と読み替えるものとする。

共済事業を行なう市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により第八十五条の三第一項の認可を受けて新たに実施区域につき共済事業を開始する場合の、その開始当時における当該市町村の農作物共済及び畜産共済については、第八十五条第七項の規定を準用する。この場合において、同項第一号から第三号までの規定中「当該合併の際」とあるのは、「当該市町村に第八十五条の三第一項の公示（同項第五項の公示を含む。）があつた際」と、「合併組合」とあるのは「当該市町村に第八十五条の二第一項の申出をした農業共済組合（当該市町村を含む。）」と、同項第一号中「第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項」と、同項第三号中「組合が二個以上の組合」とあるのは「組合（当該市町村を含む。）」と、「同項」とあるのは「第八十五条の三第三項の公示（同項第五項の公示を含む。）」と、「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と、

十五条の七において準用する同項」と読み替えるものとする。

市町村が第八十五等第四項の規定による指定を受けている一個の農業共済組合又はその全部がその指定を受けている二個以上の農業共済組合からなる第八十五条の二第一項の中出により、第八十五条の三第一項の認可を受けたに共済事業を行なうときは、当該市町村は、その共済事業の開始の時において、前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けたものとする。

共済事業を行なう市町村で前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けているものが、従前の実施区域のほか、同項の規定による指定を受けている一個の農業共済組合又はその全部がその指定を受けている二個以上の農業共済組合からなる第八十五条の二第一項の中出により、第八十五条の三第一項の認可を受けた新たな実施区域につき共済事業を開始するときは、当該市町村は、その開始の時ににおいて、その実施区域の全部につき前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けたものとする。

第八十五条の九第一項中「当該共済事業を廃止しようとするときは、」を削り、「受けなければならない。」を受けて当該共済事業の全部を廃止することができる。」に改め、同条第四項中「共済事業」を「共済事業の全部」に改める。

第八十五条の十の次に次の二条を加える。

第八十五条の十一 この法律に規定するもののほか、共済事業を行なう市町村につき廃置分合があつた場合に

おける当該施設分合に係る市町村の行なつては、当該共済事業についての経過措置並びに当該施設分合後の市町村の当該施設分合に係る地域についての当該施設分合の開始時ににおけるその事業の種類及び共済目的の種類その他当該共済事業の開始に關し必要な事項は、命令で定める。

第八十五条の十二 農業共済組合は、その行なう共済事業に係る事務のうち、共済掛金の徴収（第八十七条の二の規定による督促及び滞納処分を除く。）に係るもの、損害防止のため必要な施設に係るものその他省令で定めるものを農業協同組合に委託することができる。

農業協同組合は、農業協同組合法（昭和二十一年法律第二百三十二号）第十一条の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受けて同項に規定する事務を行なうことができる。

第八十六条に次の一項を加える。

第八十五条第四項（第八十五条の七において適用する場合を含む。）の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない組合等においては、水稻に係る共済掛金は、病虫害に対応する部分の割合として主務大臣が定める割合だけ減額して定めるものとする。

第八十七条の二第一項中「第七項」を「以下本条」に改め、同条第二項中「これを」を「滞納に係る共済掛金等及びこれに係る第七項の延滞金を」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

農業共済組合は、定款の定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。で第十六条第一項但書に規定する者以外のものから、滞納に係る共済掛金等の額一百円につき一日三錢の割合をこえな

い範囲内において定款で定める割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

第八十八条中「共済掛金及び」を「共済掛金若しくは」に、「賦課金を徴収し、又は共済掛金の返還若しくは」を「賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、共済掛金の返還又は」に「一年間」を「三年間」に改める。

第一百四条第一項中「第一号資格者」を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」に改め、「命令で定める場合を除いて」を削り、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同項ただし書きを次のよう改める。

但し、第十六条第二項但書に規定する者については、この限りでない。

第一百四条第二項中「及び蚕繭共済」に「当然加入資格者」を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」に、「前項本文」を「前項」に改め、同条第三項中「第八十五条の三第四項若しくは第六項」を「第八十五条の三第三項若しくは第五項」に改め、「命令で定める場合を除いて」を削り、「と当該農業共済組合が同項の規定によりその共済目的の種類としていない農作物若しくは蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、又は第八十四条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部をその共済目的の種類として農作物共済若しくは蚕繭共済を行なうこととなつたときは、当該農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の存しない当該農業共済組合の組合員で、当該農作物又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とされることがなつた同項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としない市町村又は第八十五条の七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項若しくは第八十五条第二項第一号の規定によりその農作物共済若しくは蚕繭共済において準用する第八十五条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達する者及び当該市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項又は第八十五条の八第二項第一号の規定により農作物共済又は蚕繭共済を行なつてその當む当該農作物又は蚕繭に係る農業共済又は蚕繭共済の種類とされている農作物又は蚕繭についてその當む当該農作物又は蚕繭に係る農業共済又は蚕繭共済の業務の規模のいすれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達する者となるに至つたときも、また第一項本文と同様とする。

第一百四条第三項に規定する農業共済組合が同項の規定によりその共済目的の種類としていない農作物若しくは蚕繭共游においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、又は第八十四条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部をその共済目的の種類として農作物共済若しくは蚕繭共済を行なうこととなつたときは、当該農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の存しない当該農業共済組合の組合員で、当該農作物又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とされることがなつた同項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としない市町村又は第八十五条の七において準用する第八十五条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部若しくは第三項において準用する第八十五条第七項若しくは第八十五条第二項第一号の規定により都道府県知事が定める基準に達する者となるに至つたときも、また第五項本文と同様とする。

第一百四条の七において準用する第八十五条第二項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項若しくは第八十五条第二項第一号の規定によりその農作物共済若しくは蚕繭共済において準用する第八十五条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としない市町村又は第八十五条の七において準用する第八十五条第七項若しくは第八十五条第二項第一号の規定により

農作物共済若しくは蚕繭共済を行なつていいない市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第三項の規定によりその共済目的の種類としていいない農作物若しくは蚕繭をその農作物共済若しくは蚕繭共済においてその共済目的の種類とするところとなつたとき、又は第八十四条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部をその共済目的の種類として農作物共済若しくは蚕繭共済を行なうこととなつたときは、当該市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者で、当該農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とされることとなつた同項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭につき耕作又は養蚕の業務を営み、その営む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの当該業務の規模のいずれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第五項本文と同様とする。

五条第一項第一号又は第二号に掲げる者（前条第五項の条例で定める者を除く。）に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、「存しないもの」の下に「（当該市町村が現に行なつている農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としている第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭につき耕作又は蚕繭の業務を営んでいる者に限る。）」を加え、同条第三項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済に改め、同条第四項を削る。

「共済」を「又は蚕繭共済」に、「農作物共済等資格者」を「共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一号又は第二号に掲げる者（第百四条第五項の条例で定める者を除く。）」に改め、同条第二項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、「共済事業を行ふ市町村との間に当該共済関係の存する者については、第一百四条第三項但書」を削り、同項に後段として次のよう記加える。

場合を含む。又は第七項（第八十五条の七及び第八十五条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第一号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としないこととしたときは、その時に、その組合等との間に当該共済事業の共済関係の存する者でその他の共済目内の種類による農作物又は蚕繭の、はず

項を加える。
農業共済組合との間に農作物共済
又は蚕糸共済の共済関係の存する者
が、組合員たる地位を失わずに第十一
五条第一項第一号又は第二号に掲げ
る者でなくなつたときは、その時
に、当該共済関係は、消滅するもの
とする。

出をすることができる。
「第百四条の五第二項中「共済目的」を「年産の当該農作物又は蚕繭」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。
第一百五条第一項中「定款等で」を「命令の定めるところにより定款等で」に改める。
第一百六条第一項を次のように改め

五条第一項第一号又は第二号に掲げる者（前条第五項の条例で定める者を除く。）に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、「存しないもの」の下に「（当該市町村が現に行なつてゐる農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としている第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭につき耕作又は蚕繭の業務を営んでいる者に限る。）」を加え、同条第三項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済に改め、同条第四項を削る。

第一百四条の三中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「共済目的が」を「第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭が」に、「当該農作物又は蚕繭で特定の年産に係るものにつき、当該共済に付されるるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されることその他共済事業の本質にらし著しく当該共済関係を成立させないことを衡正な運営を確保することができなくなるおそれがあるためこれにつき当該共済関係を成立させないとする旨の都道府県知事の認定を受けたときは、当該指定に係る農作物又は蚕繭について、当該指定に存する旨の都道府県知事の認定を受けたときは、当該市町村が現に行なつてゐる農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としている第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭につき耕作又は蚕繭の業務を営んでいる者に限る。）」を加える。

組合等との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者の義務とする耕作又は養蚕に係る第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭で特定の年産に係るものにつき、当該共済に付されるるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されることその他共済事業の本質にらし著しく当該共済関係を成立させないことを衡正な運営を確保することができなくなるおそれがあるためこれにつき当該共済関係を成立させないとする旨の都道府県知事の認定を受けたときは、当該市町村が現に行なつてゐる農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としている第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭につき耕作又は蚕繭の業務を営んでいる者に限る。）を加える。

組合等が第八十五条第二項前段の規定により都道府県知事が定める基準に達しないものについても、また同様とする。

第一百四条の四第一項中「及び蚕繭共

場合を含む。又は第七項（第八十五条の七及び第八十五条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第一号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としていることとしたときは、その時に、その組合等との間に当該共済事業の共済関係の存する者でその他の共済目的の種類たる農作物又は蚕繭のいずれについても耕作又は養蚕の業務を営んでいないものに係る当該共済關係は、消滅するものとする。

第八十五条第二項前段（第八十五条の七において準用する場合を含む。）若しくは第七項（第八十五条の七並びに第八十五条の八第二項第二号及び第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部を共済目的の種類としない組合等との間に農作物共済事業の実施区域内に住所を有する者（第十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者又は当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する者）（第百四条第五項の条例で定める者を除く。）たる地位を失わずに、その他の共済目的の種類たる農作物又は蚕繭のいずれについても耕作又は養蚕の業務を営む者になくなつたときは、その時に、当該共済關係は、消滅するものとする。

第一百四条の四に第一項として次の二

農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済關係の存する者が、組合員たる地位を失わざに第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者でなくなったときは、その時に、当該共済關係は、消滅するものとする。

第一百四条の五第一項を次のように改める。

組合等との間に農作物共済又は蚕繭共済關係の存する者は、その當む第八十四条第一項第一号の農作物ごと又は同項第二号の蚕繭ごとの耕作又は養蚕の業務の規模が第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しないときは、その達しない業務に係る農作物又は蚕繭について、当該基準に達しない年ごとに、省令の定めるところにより、当該組合等に対し、農作物共済又は蚕繭共済の共済關係の停止の申出をすることができる。

第一百四条の五第二項中「共済目的」を「年産の当該農作物又は蚕繭」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

第一百五条第二項中「定款等で」を「命令の定めるところにより定款等で」に改める。

第一百六条第一項を次のように改める。

農作物共済金額は、共済目的の種類ごと及び共済目的の種類たる農作物の耕作を行なう耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該耕地の当該共済目的の種類に係る第一百九条第四項の規定により定められる基準収穫量の百分の七十に相当する数を乗じて

一 農作物共済に係るものこちらつ
號中「家畜共済」を「家畜共済に係るもの」に改め、同号を同項第二号とし、同項第一号中「農作物共済及び
繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に改め、同号を同項第一号とし、同項第一号として次の一號を加える。

二 共済掛金（前号に規定する組合等が水稲につき支払うべき保険料率について、第八十六条第二項の規定による減額後の共済掛金）の合計金額から前号に掲げる金額を六条第一項の主務大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率）を乗じて得た金額

（五百二十七条第一項中「共済關係が成立したときは」を「省令の定めるところにより定期に」、「当該共済關係に関する事項」を「対し、当該組合員たる組合等とその組合員等との間に存する共済關係に関し必要な事項」に改める。）

第一百三十二条第一項中「第八十七条の二第一項及び第六項」を「第八十七条の二第一項、第六項及び第七項」に改める。

係るもの」に「種類ごとに当該共済目的に係る総保険金額のうち、その」を「種類蚕繭ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額から」に、「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に「額を超える部分の金額」を「金額を差し引いて得た金額」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、その総共済金額から通常責任共済金額を差し引いて得た金額

て得た金額に相当する金額とする。
政府の家畜共済に係る再保険料率は、農業共済組合連合会の家畜共済に係る保険料率と同率とする。
第二百三十七条第一号中「家畜共済」を「畜産共済に係るもの」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に「種類ごとに、当該共済目的に係る総支払保険金のうち、当該共済目的に係る」を「種類たる蚕繭」と及び農業共済組合連合会ごとに、その総支払保険金の金額から、当該蚕繭に係る」に、「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、「額を超える部分の金額」を「金額を差し引いて得た金額」に改め、同号を同条第二号とし、同条第一号として次の一号を加える。

口 通常責任共済金額に政令の定めるところにより主務大臣が定める割合（以下通常責任保険歩合という。）を乗じて得た金額号」を「前項第三号」に改める。

第二百二十三条第二項中「前項第二百二十四条中「保険料率」を「収入共済、家畜共済及び任意共済に係る保険料率」に、「次条第一項第二号口」を「次条第一項第三号口」に改め、同条に第一項として次の一項を加え

□ 総支払共済金の金額が通常責任共済金額以下である場合にあっては、総支払共済金の金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額

イ 総支払共済金の金額が通常責任共済金額以下である場合にあっては、「農作物共済に係るもの」に改め、「蚕繭共済に係るもの」に改め、同項第一号中「農作物共済及び蚕繭共済に係るもの」に改め、同項第二号に第一号として次の二号を加える。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済町的の種類たる農作物と及び組合員たる組合等ごとに左の金額

第五項の条例で定める者を除く)]に改める。

第一百三十四条中「前条の保険関係が成立したときは、これに因つて」を「農作物共済又は家畜共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、」「再保險関係が成立する」と「当該保険関係が存する」と「当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存する」に改め、同条に次の一項を加える。

農業共済組合連合会とその組合員との間に蚕繭共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、蚕繭共済の目的の種類たる蚕繭ごとに、政府と当該農業共済組合連合会との間に、当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

第三百三十六条 条を次のように改める。
政府の農作物共済に係る再保険料は、農作物共済の其済目的の種類たる農作物こと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等とともに、その總共済金額に農作物異常共済掛金基準率（第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない組合等の農作物共済の共済目的の種類たる水稻につき農業共済組合連合会が支払うべき再保険料については、農作物異常共済掛け金基準率から、その率に病虫害に対応する部分の割合として主務大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

号を加える。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、その総支払共済金の金額から、当該農作物に係る通常責任共済金額を差し引いて得た金額

第百三十八条第一項中「再保険関係が成立したときは、「を削り、「再保険関係に関する事項を主務大臣に」を「主務大臣に對し、当該農業共済組合連合会とその組合員との間に存する保険関係に關し必要な事項を」に改める。

農業共済組合連合会の農作物共済に係る保険料は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごと及び組合員たる組合等ごとに、左の金額を合計したものとする。

あつては、総支払共済金の金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額
口 総支払共済金の金額が通常責任共済金額をこえる場合にあつては、そのこえる部分の金額としては、そのこえる部分の金額と通常責任保険歩合を乗じて得た金額とを合計して得た金額
第百二十五条第二項中「前項第一号イ」を「前項第三号イ」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第三号」とし、同条第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済」に改める。
保険関係が存するときは、蚕繭共済目的の種類たる蚕繭ことに、政府と当該農業共済組合連合会との間に、当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

払うべき再保險料については、農作物異常共済掛金基準率から、その率に病虫害に対応する部分の割合として主務大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率) を乗じて得た金額に相当する金額とする。

政府の蚕繭共済に係る再保險料は、蚕繭共済の共済目的の種類たる蚕繭ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その總保険金額に、蚕繭異常共済掛金標準率と蚕繭超異常共済掛金標準率とを合計して得た率を乗じ

が成立したときは、「を削り、「再保險関係にに関する事項を「主務大臣に」を「主務大臣に対し、当該農業共済組合連合会とその組合員との間に存する保険関係に必要な事項を」に改める。
第一百四十三条の二第二項中「第二十九条第一項及び」を削る。
第一百四十四条中「前条各号」を「前条第二項各号」に改める。
第一百四十五条の二を第一百四十五条の三とし、第一百四十五条の次に次の一条を加える。

第百四十五条の二農業共済組合連合会は、第百二十一条第二項の規定により行なう事業によつてその組合員に對して負う責任及び第百三十二条の二第一項の規定により行なう事業によつて同項に規定する者に對して負う責任を農業協同組合法第十一条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合連合会（全国の区域をその地区とするものに限る。）の共済に付することができる。

第百四十七条第三号中「の目的でない事業をしたとき」を「が法律の規定により行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき」に改める。

第一百五十条の一を次のように改め

当百五十条の一　国庫は、当分の間、牛馬を所有し、又は管理する者が、該家畜を死廢病傷共済に付するところを円滑にするため、毎会計年度予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該家畜を死廢病傷共済に付している組合員等又はこれらの組合員等の構成する団体に對し、交付金を交付することができる。

区	分	割	合
区	分	割	合
○・○二以下の部分	○・○一をこえ、○・○二以下の部分	百分の五十五	百分の五十五
○・○二をこえ、○・○四以下の部分	○・○三をこえ、○・○四以下の部分	百分の六十五	百分の六十五
○・○六をこえ、○・○八以下の部分	○・○七をこえ、○・○八以下の部分	百分の七十五	百分の七十五
	○・○一をこえ、○・○二以下の部分	百分の八十	百分の八十
	○・○二をこえ、○・○三以下の部分	百分の九十	百分の九十
	○・○三をこえる部分	百分の百	百分の百

別表

分 論 合

第一百四十七条第三号中「の目的でない事業をしたとき」を「が法律の規定により行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき」に改める。
第二百五十五条の二を次のように改め

毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済保険特別会計に繰り入れる。附則の次に別表として次のように加える。

三 麦	区 分	割 合	百分の百
○・三をこえる部分	○・二をこえ、○・三以下の部分	百分の九十	百分の百
○・二をこえ、○・一以下の部分	○・一をこえ、○・一五以下の部分	百分の七十五	百分の七十五
○・一をこえ、○・二以下の部分	○・五をこえ、○・七以下の部分	百分の六十五	百分の六十五
○・五をこえ、○・九以下の部分	○・三をこえ、○・五以下の部分	百分の七十五	百分の七十五
○・九をこえ、○・一二以下の部分	○・二をこえ、○・一二以下の部分	百分の八十五	百分の八十五
○・一二をこえ、○・二以下の部分	○・一二をこえ、○・三以下の部分	百分の九十	百分の九十
○・三をこえる部分	○・三をこえる部分	百分の五十	百分の五十

第一条 この法律は、昭和三十九年一月一日、西暦一千九百四十九年一月一日から施行する。

月一日から施行する。ただし、第二百五十三条の二の改正規定及び附則第九条の規定並びに附則第十一條中農業共済再保險特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第二十二条を改める部分の規定は、公布の日から施行する。

用するものとし、昭和三十八年以前の年産の水稻等及び昭和三十九年以前の農業災害補償法（以下「旧法」という。）第十二条、第十三条、第一百四十四条から第一百三十七条までの規定によるものとする。

(農作共済及び蚕繭共済に係る新法の適用に関する経過措置) 第二条 改正後の農業災害補償法(以下「新法」という。)第十二条、第十一条、第百六条から第百九条まで及び第百三十四条から第百三十七条までの規定は、水稲、陸稲及び蚕繭(以下「水稲等」という。)については昭和三十九年産のものから、麦については昭和四十年産のものから適

十五条までの規定は、水稲及び陸稻については昭和三十九年産のものから、麦については昭和四十年産のものから適用するものとし、昭和三十八年以前の年産の水稲及び陸稻並びに昭和三十九年以前の年産の麦についても、なお旧法第二百二十二条から五百二十一条までの規定の例によるものとする。

(農作物共済及び蚕糸共済の共済関係に関する経過措置)

関係として、当該組合等とその組合員等との間に引き続き存するものとみなす。

関係として、当該組合等とその組合員等との間に引き続き存するものとみなす。

(保険事業の保険関係に関する経過)

の規定により農業共済組合連合会との組合員との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係に係る保険関係は、農作物共済又は蚕繭共済の共済関係に係る新法（農作物共済の共済関係に係るものにあっては附則第三条の規定によりその例によるものとされる旧法第百二十二条）の規定による保険関係として、当該農業共済組合連合会とその組合員との間に引き続き存するものとみなす。

（再保險事業の再保険関係に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に旧法の規定により政府と農業共済組合連合会との間に存する農作物及び蚕繭共済の共済関係に係る再保険関係は、附則第二条の規定によりその例によるものとされる旧法第百三十四条の規定による再保険関係として、政府と当該農業共済組合連合会との間に引き続き存するものとみなす。

(農作物共済等を行なわない組合等に
に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法

第八十五条第一項(旧法第八十五条
の七において準用する場合を含む。)の
命令で定める場合に該当して、農

作物共済又は蚕繭共済の共済目的の
種類たる農作物と又は蚕繭ことに
一の農作物又は蚕繭につき農作物共
済又は蚕繭共済を行なわない組合等

については、新法第八十五条第二項
前段(新法第八十五条の七において
準用する場合を含む。)の規定によ
り、その農作物共済又は蚕繭共済に
おいて、当該農作物又は蚕繭を共済
目的の種類としないものとみなす。

この場合において、その農作物共済
又は蚕繭共済において、その共済目
的の種類たる農作物の全部又は蚕繭
の全部を共済目的の種類としないこ
となるときは、新法第八十五条第
二項後段(新法第八十五条の七にお
いて準用する場合を含む。)の規定に
より農作物共済又は蚕繭共済を行な
わないものとみなす。

(共済掛金等に係る権利の時効に關
する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に存す
る旧法第八十八条(旧法第八十五条
条及び第一百四十二条において準用す
る場合を含む。)に規定する権利の時
効については、なお従前の例によ
る。

(乳牛加入奨励金に関する経過措
置)

第九条 旧法第一百五十条の二第一項の
規定による補助金で昭和三十七年度
以前の年度に係るものについては、
なお従前の例による。

(農作物共済に係る共済掛金率の変
更に伴う補助金の交付)

第十一条 国庫は、当分の間、予算の範
囲内で、農作物共済につき、共済目
的の種類ごとに、新法の適用により
共済掛金率の変更を行なった組合等

で政令で定めるものの組合員等に対
し、当該変更後の共済掛金率のうち
の組合員等の負担に係る部分の増加
の割合を基礎として政令で定めると
ころにより算出される金額の補助金
を交付することができる。

2 前項の規定により組合員等に交付
すべき補助金は、当該組合員等に交
付するのに代えて、当該組合員等が
組合等に支払うべき共済掛金の一部
に充てるため当該組合等に交付し、
当該組合等が農業共済組合連合会に
支払うべき保険料の一部に充てるた
め当該農業共済組合連合会に交付
し、又は当該農業共済組合連合会が
一般会計から農業共済再保険特別会
計に繰り入れる。

3 第一項の補助金に相当する金額は
毎年度予算で定めるところにより、
(農業共済再保険特別会計法の一部
改正)

第十一条 農業共済再保険特別会計法
の一部を次のように改正する。

第三条中「交付金」の下に「同法
第十四条の二第一項ノ規定ニ依ル補
助金」を加える。

第十二条中「農業災害補償法臨時
特例法(昭和二十七年法律第百九十
四号)第九条ノ規定ニ依ル」を「農
業災害補償法の一部を改正する法
第十二条中正誤

律(昭和三十八年法律第 号)
附則第十条第一項ノに改める。

第十二条 中「第一百五十五条の二第
一項ノ規定ニ依ル補助金」を「第一百
五十五条の二第一項ノ交付金」に改め
る。

第十四条 第二十九条第一項中「農作物共
済及び蚕繭共済の共済関係並びに家畜
共済関係のどちらも存しない者」を
「農作物共済、蚕繭共済又は家畜共
済の共済関係のいずれも存しない
者」に、「及び蚕繭共済の共済関係又
は」を、「蚕繭共済又は」に、「第八
十五条の三第四項又は第六項」を
「第八十五条の三第三項又は第五
項」に、「第一百四条第三項の規定によ
り農作物共済及び蚕繭共済」を「第
一百四条第五項の規定により農作物共
済又は蚕繭共済」に改め、同条第五
項中「第八十七条の二第七項」を
「第八十七条の二第八項」に改める。

第十四条第一項中「第八十五条
の三第四項又は第六項」を「第八
十五条の三第三項又は第五項」に、「第
一百四条第三項」を「第一百四条第五
項」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕
繭共済」に改め、同条第一項中「第
一百四条第三項」を「第一百四条第五
項」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕
繭共済」に改める。

第十二条中正誤

一
二
三
四
五

六
七
八
九
十

十一
十二
十三
十四
十五

十六
十七
十八
十九
二十

二十一
二十二
二十三
二十四
二十五

昭和三十八年三月十四日印刷

昭和三十八年三月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局